

第 4 1 5 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 6 月 1 6 日（月）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 6 月 1 6 日、第 4 1 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 7 名

1 番	平 岡 武	1 0 番	広 岡 史 郎
2 番	難 波 靖 通	1 1 番	吉 識 定 和
3 番	宮 内 富 夫	1 3 番	松 岡 秀 人
4 番	釜 坂 道 弘	1 4 番	富 田 昭 市
5 番	北 山 孝 彦	1 5 番	小 國 正 子
6 番	福 永 繁 一	1 6 番	日 野 虔 介
7 番	小 林 博	1 7 番	高 井 國 年
8 番	石 野 光 市	1 8 番	宇 崎 壽 幸
9 番	東 森 修 一		

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決
日程第 4 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は17名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
会議を始める前に、資料の訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。
水道課長 水道課資料として、お手元にお示しをしております最後のページ、21ページ、
工水の消費税及び地方消費税の計算書に誤りがございました。今、お手元にお配り
をしておりますけれども、申しわけございませんが差替えの方、よろしくお願
いを申し上げます。
最終の21ページの右側、工水の消費税の計算上ですけれども、昨年度、18
年度の決算がそのまま上がっております。それを新しく19年度の分に、大
変申しわけございません。よろしく申し上げます。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。
東森総務文教 皆さん、おはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会から閉会中の委員会報告をいたします。
去る5月7日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと、
委員会を開催、各課から報告を受けました。
各課の報告事項につきましては、総務課から福崎町農業委員会選挙について、
任期満了7月9日、告示7月1日、投票予定日が7月6日ということでござい
ます。その他のところで、福崎町区長会から別紙のとおり、議員定数削減に関
する要望が提出されました。また、平成20年度の事務分担表について報告を
受けました。5月1日から福崎浄化センター非常勤嘱託職員を採用したと報告
を受けました。エコスタイルキャンペーンについて、6月1日から9月30日
まで実施するとのことです。
企画財政課から機構改革について、別紙により報告を受けております。平成
20年度地域づくり推進事業について報告を受けました。JR駅前駐車場の受
付状況及び公衆トイレ設置工事の概要について、競争入札と参加資格申請の受
付状況について、別紙により報告を受けました。また、福崎幼稚園建設工事の
入札についても日程等の報告を受けました。積立基金の状況並びに土地開発基
金運用状況について、報告を受けております。
出納室からは、平成19年度歳入歳出計算書、また、用品調達基金運用状況
について報告を受けました。物品購入等入札参加者の指名停止処分について、
別紙により報告を受けました。
税務課から、平成19年度町税等の徴収実績について、住宅資金貸付事業の
収入状況について、町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告
を受けました。国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につい
ても報告を受けております。平成20年度自動車税の納入通知書について、5月
9日発付、6月2日が納付期限とのことです。滞納整理対策委員会について、
要綱に基づき4月24日に開催したと。長寿医療保険料の徴収概要についての
報告を受けました。
学校教育課からは、幼保一体化福崎幼稚園の基本計画及び運営内容について
報告を受けました。建設についても報告を受けております。平成20年度保育

料等について、また、福崎東中学校漏水について、報告を受けました。全国学力・学習状況調査について、別紙により報告を受けております。寄附採納願について、また、小中学校、幼稚園、保育所の管理職についての報告を受けました。学童保育園並びに八千種保育所の現地視察を行いました。

社会教育課からは、19年度図書館利用状況、不審者・変質者について別紙により報告を受けております。当面の行事予定としては、人権・青少年合同研修会、福崎町美術展、まつり企画委員会、民主化推進協議会総会との報告を受けております。民俗「辻広場まつり」を4月27日に実施いたしました。町婦人会組織の結成状況について、13自治会との報告を受けております。文化センター並びにエルデホールの現地視察を行いました。

続いて、6月10日、町長以下関係者出席のもと第2回目の委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課からは、今定例会の予定並びに福崎町農業委員会委員選挙についての報告を受けました。善意賞について報告を受けております。

企画財政課からは、総合計画の見直しについて、別紙により報告を受けました。アドプト制度における事業実施要綱の制定に向け、準備中であるとの報告を受けました。福崎駅前公衆トイレの施設概要について報告を受けました。指名競争入札に係る指名業者の事前公表を廃止し、入札関係の情報をホームページに掲載するとの報告を受けました。

出納室からは、平成19年度歳入歳出計算書、また、平成20年度歳入歳出計算書について、別紙により報告を受けました。養護老人ホームの給食調理業務委託の経緯について、報告も受けております。

税務課からは、平成20年度国民健康保険税について、また、平成19年度国民健康保険証の更新時における交付状況について、報告を受けました。平成20年度町税等の集合徴収税の納入通知書について、6月16日発付、6月30日納付期限との報告を受けました。

学校教育課からは、平成20年度の児童・生徒・園児数について、不登校等の問題行動に対する事業について、福崎幼児園建設工事に係る入札結果について、八千種小学校体育館雨水浸透対策工事についての報告を受けました。6月定例議会に工事請負契約並びに一般会計補正予算を上程したいとの報告を受けております。

社会教育課からは、福崎町美術展について報告を受けました。また、今定例会に財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告についてを上程したいとの報告を受けております。当面の行事予定としては、津軽三味線、町子ども会球技大会、郡子ども会球技大会、山桃忌、町子ども会少年少女将棋大会があるとの報告を受けております。

閉会中の委員会の中で議論になったのは、主に福崎町養護老人ホームの給食調理業務委託業者が、給食用食材の産地を、中国産を国産として偽装していた事件です。福崎町の業務委託は、給食調理業務のみの委託で、食材の調達が含まないとのことですが、丹波市は3月10日、この業者を1年間の指名停止処分をしたそうです。この業者は、廃業するため、福崎町は入所者50名への影響がないように対処する方法を考え、今と同じ条件で業務を続けることのできる業者を探したとのこと。この業者の調理業務は、入所者に評判がよく、サービス面においても十分満足できるものであったそうですが、同じ業者があるのかどうか質問がありました。結果は、廃業する業者の推薦するハーモナイズフードシステム株式会社が業務を継承するそうです。この会社は、廃業する

業者の従業員がつくった会社だそうです。名前だけ変えて業務の継承をするところと問題があるとは思いますが、入所者のことを考えると福崎町は契約やむなしということではないかと思えます。

福崎東中学校の漏水について質問がなされ、新たに漏水箇所が発見され修理されたが、消火栓管路の老化、腐食が原因と考えられ、異常のなかった管路も今後漏水する可能性があるため、緊急にすべての消火栓管路の敷設替えを行いました。また、八千種小学校体育館の雨水浸透については、有効と思われる塗料を選定し、東西壁面の塗装を行うそうで、委員から「費用はどうか」との問いに、「業者の責任においてなされる」との答弁がなされました。

4月から始まった後期高齢者医療保険料の第1期分の特別徴収を4月15日に行った折に、「相談や苦情がなかったか」との問いに、「そんなになかった」との答えでした。

以上で総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

高井民生 失礼いたします。

常任委員長 民生常任委員会よりご報告させていただきます。5月2日、6月3日、関係各位出席のもと開催いたしました。

まず、5月2日でございますが、公害防止協定1件、まほろば製作所の沈殿槽及びプロパンガス置場の屋根設置ということで、緑地面積、緑地環境、変更もなく、全員賛成で委員会として了承しました。ちなみに今回、プロパンガスボンベ50kg2本ということでございましたが、委員から「法的処理は」という質問に対し、「消防法では500kg以上が届け出なければならない」ということでした。結果、今後企業進出時においては、申請時に関連法的根拠を調査研究して、職員、議員が役所としての対応を整理すべきとの結論を見出したこともつけ加えておきます。

次に、各課からの報告でございますけれども、住民生活課からは、第2福崎町地球温暖化対策実行計画について報告がありました。関連資料は事務局に保管していただいておりますので、またお目通しいただきたいと思えます。うち京都議定書関連やバイオエタノール関連の意見も出ておりました。

また、新分別収集の状況、消防法に基づく危険物、神崎橋橋梁補修工事の交通規制、土砂災害警戒情報の発表開始について、水防警報より危険性が高く、テレビでも放映するとのことでした。社会保険事務所出張年金記録相談室などの報告がありましたが、資料は、皆様方のお手元の添付資料にございますので、よろしく願いいたします。

次に健康福祉課からで、19年度巡回バスの利用状況、その中では、アンケートの成果や有料化、バスの状況の質問が出ておりました。次に、文珠荘の利用状況とあわせて、厨房食器洗浄機の修繕の報告、また、総務文教常任委員会でも問題になっておったそうでございますけれども、養護老人ホーム給食調理業務委託の指名停止処分ということで、引き継ぐ業者の内容の質問が多々出ておりました。後期高齢者医療制度の通称を「長寿医療制度」として使用する旨の報告を受けました。国民健康保険特定健康診査などの実施計画概要、平成20年度特定健康診査などの実施、第4期介護保険事業計画に係るアンケート調査の計画などの報告を受けました。

次に水道課で、平成19年度、20年度、工事執行状況、平成19年度工事繰越状況、福崎町水道事業中期計画、平成19年度水質検査などの報告を受けました。

次に6月3日でございますが、公害防止協定に基づく協議3件、うち進出企業1件、株式会社正徳で、本社工場視察を行い、全員賛成で了承しております。内容は、姫路市木場に本社、工場は姫路市白浜にあり、資本金2,000万円、昭和48年に設立、豆腐・油揚げ類の製造で、売上高17億円、福崎企業団地3号地に進出ということで、資料につきましては、お手元の資料でございますので、よろしく願いいたします。次の2件は、大伸化学株式会社で、事務所棟の改築及びトラックスケールの更新、また、ハリマ共和物産株式会社の作業環境改善に伴う空調設備工事で、ともに全員賛成で了承させていただきました。

次に各課からの報告で、住民生活課からで、第38回福崎町消防団消防操法大会、自動車ポンプの部、新町分団優勝、小型動力ポンプの部、庄分団優勝とのことでありました。次に、交通事故発生報告がありましたが、交通事故の原因、発生場所、地域、年齢、性別など、今後分析が必要ではないかという意見も出ておりました。

次に、健康福祉課から、国民健康保険事業の平成19年度決算見込み、平成20年度保険税率、国民健康保険税条例の一部改正する専決処分の骨子、特定健康診査など実施計画の概要説明、介護保険事業の訪問介護、通所サービスなどの利用者負担金助成事業、養護老人ホームの給食調理業務委託の経緯説明、老人ホーム指定寄附金の一般会計補正予算の件、文珠荘の物価高騰のために食料の値上げをしたい旨の件、また、巡回バスの6月2日事故の報告などを受けております。

次に水道課からは、平成19年度、20年度、工事執行状況、6月定例に平成19年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告、平成19年度福崎町水道事業会計決算認定、また、工業用水道事業会計決算認定及び平成19年度福崎町水道事業余剰金処分を上程したいとの報告を受けました。

各関係資料は、添付のとおりでございます。それぞれ吟味いただきご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、民生常任委員会からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

難波産業建設 産業建設常任委員会より、議会閉会中の事務調査報告を行います。

常任委員長 委員会を4月30日、5月30日、町長、副町長、技監及び関係各課長の出席のもと、2回開催をいたしました。

4月30日の委員会の報告を申し上げます。

産業課からは報告4件がございました。まほろば製作所では、沈殿槽及びプロパン庫に屋根を設置し、延べ床面積が7.52m²増加する。田口地区ほ場整備事業で、当初一部畑地を計画していたが、すべて田に変更となり、揚水ポンプ等が必要で設計変更された。「造成は下水処理場の残土を使用するが数量的にはどうか」との質問がありました。「現在の量では不足であり、今後出てくるものも使用する」との説明がございました。災害復旧事業で、西大貫の道路は隣地との折衝が長引き、3月末完成がおくれている。5月には完成するとのことです。

もちむぎ食品センターの3月までの事業の報告を受けました。売り上げは、全体では計画に対する達成率は101.96%、前期比は110.59%で、ほぼ計画どおり。4月は姫路菓子博覧会にも出店しており、売り上げの増加を期待している。町長より大口取引の話もあるが具体的でない。パスタ、もちむぎうどん、もちむぎ御飯、もちむぎと鶏肉のセット販売等の研究が進められてい

るとのことでした。委員から「以前から提案しているがお客様を第一としたレイアウトに変更すべきだ」、「事務所は2階に移し販売所としてはどうか」、「真剣に検討されておるか」との質問があり、「投資経費や国の補助金も受けており、現在では難しい」とのことです。

その他の事項として、7月14日の台風で被害を受けた農地・農業用施設は激甚災害となり、農地は93.4%、農業施設は97.6%の補助率に決定をした。福崎町道の駅検討委員会報告書を議会事務局に配布した。「今後のスケジュールは」との質問があり、「未定であり、3年程度で県の決定がなされるのではないか」との説明がありました。委員からは「当初は1年間の検討期間とのことであったと思うが」との質問があり、「中播磨地域に道の駅がなく必要を感じているが、県も財政難で見通しが立ちにくい状況です」との説明がありました。

第25回全国菓子大博覧会姫路菓子博に4月22日から25日、5月4日から7日、特産品の販売を行う。1日10万円以上の販売を見込んでいるとのことでした。福崎東部工業団地の販売価格が平成20年4月1日より改定され、2割から3割、中にはそれ以上下がっているとのことです。福崎町商工会が補助事業を申請されていたが、このたび採択された。内容は、800万円の補助金を受け、もちむぎ商品の開発、パスタの開発と販路拡大を図るとのことです。

まちづくり課から、19年度工事執行状況、用地補償契約、入札結果について報告を受けました。大門余田線の舗装修繕工事は、300万円で有限会社福崎道路が落札したとの報告を受けました。

その他としまして、平成20年4月15日から長野橋北詰交差点から市川町境まで、延長1998.8mが県道に昇格、田口から奥村の道路は町道となる。6月議会に議案として上程すると報告を受けました。土砂災害警報が20年2月29日から兵庫県と神戸海洋気象台共同で発表が開始をされた。レーダーや191カ所の雨量計により、町単位で発表される。議員を初め住民の皆様は、精度も高いので警戒内容による対応をお願いしたいとのこととございます。洪水による県河川における浸水想定区域や、土砂災害警戒区域などを掲載した防災マップを6月5日に全戸配布するとのことです。

都市計画道路、大門西治線、辻川田尻線の計画変更の素案について、任意の縦覧を行う。期間は6月6日から6月20日の15日間とのことです。広域商業ゾーン、準広域商業ゾーンの設定を行うのに住民の意見が募集された。当町は福崎町新市街地ゾーンの計画がある。設定されれば、集客施設の床面積は、上限が2万m²となる。現在のライフは大体8,500m²のようございます。中播都市計画区域の区域内に関する素案を5月15日から6月4日の間行う。今回は、市街化区域及び市街化調整区域の見直しは行わないとのこととです。

福崎幼稚園建設工事の入札実施について、報告を受けました。名称が「福崎幼稚園」に決定をされ、工事概要は建築一式工事、建築と電気と機械、外構のすべて。入札は一般競争入札、4月25日告示、5月27日に入札執行、6月議会に議案上程をする。委員から「設計の変更はないか」との質問があり、「3スロープの設計変更をした」との説明がございました。

交通広場の利用状況は、19年度は18年度に比べ大幅に増えたとのこととです。国道312号神崎橋橋梁補強工事は、下部工事とともに上部工事を行う。全面通行止めを8月20日から21年3月19日、この前後に片側通行となるとのこととです。委員から「日曜日の規制はどうか」との質問がございました。「通行止めになる」との説明がございました。

下水道課からは、平成18年度繰越工事の水処理棟建設工事は、3月31日で完了した。19年度執行工事は、立退の延期や道路が狭く工事がしにくい等の事情により、期間を繰越延期するものが多くある。また、三木宍粟線の管路工事で地区住民より苦情があり、早急なる対応が必要で、面整備の契約を中川道路株式会社と、4月14日に1,390万円で随意契約をしたとの報告を受けました。19年度委託業務4件は、年内に完成した。委員から「板坂地区の下水道管渠調査業務で漏水のうわさを聞いたが現実はどうか」との質問があり、「漏水はありません」との説明がございました。

下水道接続状況は、農業集落排水は変化なし、公共下水道は対象件数が前回より194件増加、接続率は変化なく41.8%とのことです。指名競争入札総合評価落札方式を駅前福田地区下水道舗装本復旧工事で執行し、日本機動建設株式会社が3,528万円で落札した。委員から「仮に3,600万円の場合は、どこが落札か」との質問があり、「この場合も同社が落札」と回答がございました。業者の評価は、施工状況、仮復旧、工期等を十分確認をし、その実績を評価に生かすように要望をいたしました。

農業集落排水処理施設、コミュニティプラント及び個別排水処理施設の使用料見直しに係る関係集落説明会の状況について、報告を受けました。6月議会に関係条例の改正議案を上程するとのこととございます。大門地区下水道面整備工事で、5月7日から31日、午前9時から午後5時まで一部通行止めになると報告を受けました。日曜・祝日、雨天時は除くとのこととございました。退職された、藤後正和氏を5月1日より嘱託として採用する。業務は浄化センターの管理全般を担当するとのこととございます。

続いて、5月30日の委員会の報告をいたします。

産業課からは、工場立地変更の協議事項が2件ございました。大伸化学株式会社兵庫工場では、建物の老朽化と場所が狭くなったことから、事務所棟の改築とトラックスケールを更新するとのことです。株式会社正徳が福崎企業団に進出される。製造されるのは油揚げで、姫路工場を視察しました。地元採用も予定をされております。2件とも全員賛成で了承することといたしました。

報告事項は、ハリマ共和物産株式会社の工場立地変更で、作業場に空調設備を増設する。千束水路改修工事詳細設計業務の入札を5月27日に実施したが、不調で6月に入札を再度実施をする。もちむぎ食品センターの4月までの業績は、菓子博グルメランド、辻広場まつり等の催し物もあり、全体の売り上げは、目標に対し達成率は100.67%、通販は92.27%であるが、お中元に向けて伸びてくると思われるとの説明がございました。委員から「決算における棚卸しのもちむぎの評価金額、現金・預金の管理状況、また、新規採用の取締役を経営方針を委員会に来ていただいてお聞きできないか」、「売り上げは計画どおりであるが、営業利益は490万円の黒字計画が297万円の赤字である。原因は何か」との意見が出ました。「取締役会等で検討を十分いただき、また、回答をお願いしたい」と、このような意見を申し上げました。

平成20年度の松くい虫の航空防除を6月3日、6月24日に実施する。面積は昨年に比べ、20.1ha減少。また、航空防除の影響とも考えられる、目がかゆい等の人体への影響もあることから、車の外へ出て監視や、薬剤をスミパインからフェニトロチオン、チアクロプリド水和剤に変更をして実施をするということとございます。

「民俗学ともちむぎパスタの町福崎」による集客交流事業が国の補助金800万円を受け、商工会を中心に展開されることが決定した。これは、福崎町の

特産のもちむぎを使ったパスタの開発と、集客システムを構築するものです。平成20年度の水稻転作確認を6月20日から30日に行う。

まちづくり課からは、平成20年度土木費工事は、道路照明をエルデホール線改修2基、企業団地194号線新設2基、神谷橋改修2基を行う。金額は246万7,500円とのことです。20年度教育費工事として、福崎幼稚園建設工事を行う。金額は2億790万円です。20年度の業務委託は、駅高橋線の物件調査、河川公園イーストパークの公園管理、福崎幼稚園の工事管理業務を行う。20年度用地補償事業の進捗状況は、中島井ノ口線、高橋山崎線、中島溝口線、川すそ川、ヤゴ川河川改修をこれから進めるとのことです。

5月27日の福崎幼稚園建設工事の入札で2社が辞退していることについて、委員から、「理由は。今後のペナルティーは」との質問がありました。「事前に会社の都合で辞退するとの連絡があり、今後は指名競争入札においては一定のペナルティーを課す」との回答がありました。

その他として、町道駅高橋線の道路改良工事は、国庫補助事業として採択されるよう、国・県に要望する。今後のスケジュールとして、平成20年は土地価格の鑑定、物件調査、道路詳細設計、用地測量、平成21年用地補償契約、平成23年物件移転完了、平成24年道路工事实施とのことでした。

福崎駅前公衆便所建設は、当初1,200万円の予算を計上していたが、補正予算をお願いしたい。指名競争入札での指名業者は、談合防止等の観点から事前公表を廃止し、閲覧による事後公表とした。また、予定価格の公表も250万円以上のものに限り事後公表としたとの報告を受けました。

八千種小学校体育館の雨水浸透対策工事は、東面、西面に、ハイ弾性タイル塗装を業者負担で行うとの報告を受けました。水防・防災合同会議を6月9日に開催、水防講習会を6月13日に、樋口技監が講師で実施をすると報告を受けました。都市計画マスタープラン、サルビアプラン後期計画を行政と住民が一体となって組織をつくり進めるとのことでした。6月議会に福崎町道路線の認定廃止、道路管理条例の一部を改正する条例、福崎幼稚園建設工事請負契約、福崎駅前公衆便所建設に係る補正予算の各議案を上程するとの報告を受けました。

下水道課からは、工事執行状況で県道甘地福崎線下水管布設工事は、立ち退き2件が完了し、工事を再開するとのことです。苦情があった県道三木穴栗線は、5月22日に舗装が完了したと報告を受けました。大門地区下水道面整備工事は、通行止めで工事を行っていたが、5月29日に解除をしたとのことです。下水道接続状況は、農業集落排水は5戸、公共下水道は64戸増加した。公共下水道の供用開始件数が70件増加したとのことです。

その他として、桜地区、山崎地区の下水道面整備工事は、7月に臨時議会をお願いをしたい。入札は一般競争入札で行うとのことでした。今後の工事発注予定は、長目雨水幹線工事、辻川及び北野地区下水道舗装本復旧工事、福崎地区幹線道路舗装本復旧工事を予定しているとのことです。下水道への接続推進状況について、一覧表にて説明を受けました。委員から、訪問日、時間等を工夫するように意見が出されました。福崎町排水設備設置義務免除取扱要綱を新規に制定するとの報告を受けました。免除している施設としては、学校のプールや水処理施設のある事業所が対象とのことです。6月議会に、福田地区下水道面整備事業の専決、井ノ口地区下水道面整備の専決、平成19年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、福

崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議案上程するとのことをごさいます。

以上で、産業建設常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

小林 議会 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

運営委員長 この間、3回の委員会を開いたのでありますが、3回目は、当定例会の運営に関することをごさいましたので、報告文書は割愛をさせていただきました。

まず、4月3日に3月議会の反省会を中心として開きました。3月から一般質問の制限時間を15分短縮したのでありますけれども、皆様のご理解とご協力のおかげでスムーズに全体として運んだのではないかといいふうに思います。さらに、当局からこれまでの質問のその後の経過という、そういうものも改めて出されるようになりまして、この点についてもよかったのではないかといいふうに思います。あと、議会の開会中に途中で議会運営委員会を開くこと、あるいは、議長の采配でその都度対処すること等々についての区分といいますか、それらについての協議をしたわけでありまして。

それから、今後の議会の問題として、費用弁償のあり方ですとか、政務調査費の導入などの改正等々、そうした議会活動のあり方、傍聴者をふやしていくためのあり方、あるいは、議場のライブ中継とか、会派制の問題とか、いろいろ意見が出たのでありますが、これらは今後、検討することとしたわけでありまして。

それから、19年度の行政視察の各委員会の状況を見てのことをごさいます。これだけ地方政治をめぐる所管事業がふえ、そして議会の役割と今後のことについても変化の激しい時代、あるいは、住民の要望や意見の多いときをごさいますので、ぜひこの行政視察研修費につきましては、議会を充実させるという方向で大いに活用をしていただきたいと思いますということをごさいますので、各委員会、よろしく願いをいたします。

次に、5月15日に委員会を開きまして、そして、議会の活性化ということによって前から引き続いて協議をいたしておりますことについて、それぞれの委員さんから問題意識を提出していただきまして、以下掲げておりますような問題点といいますか、こういう問題を取り上げたらいいのではないかといい点を出していったのであります。議会みずからが情報を発信して、町民に開かれた議会づくりを進めていく、そのための議会中継や、あるいは、議会の日程等をポスターとして各部落で掲示してもらってはどうかとか、いろいろ検討をしていこうということになりました。

以下、政務調査費の導入等の問題や、あるいは、議決事項を議会の決定で拡大をしていくという、議会の権限強化の問題でありますとか、議会の基本条例という名前なり、倫理条例とか、いろいろ各地域ありますけれども、福崎町でもそういうものについての条例の制定化の必要性等々について、さまざまな意見が出たわけでありまして、これらを絞り込んで、できるだけ来年度予算に反映できるもの、そして、幾つか改善できるものについて、短期、長期に分けて検討を進めていきたいということをごさいます。

以上です。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご承知を賜りたいと存じます。

なお、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第53号並びに発議第2号につきましては、本日すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご質疑がございましたら、どうぞ。

1 0 番 この報告第2号に載せております、専決処分の内容につきましては、後期高齢者にかかわる中のそれにかかわらない人の国民健康保険条例を免除するというようになっておりますが、この後期高齢者医療制度につきましては、この4月1日から施行されたにもかかわらず、国会の方でも、与党でも見直しの声が、野党では当然廃止をして、もとの老人医療制度に戻せというようなことも参議院でも可決されたりしております。そんな中で、当議会でも3月にいろいろと関連の条例制定、あるいは、国民健康保険条例の改正の議案が出ておりましたが、今回のこの専決処分された内容につきましても、4月1日からということで既にわかっておったと思うんですが、3月の国民健康保険条例の改正のときに、提案じゃなく今回専決処分で出てきたという流れ、その時点で既にこういう減免する人のこともわかっていると思うんですが、その辺について、私どももう一つよくわからないところがありますので、その流れについて、説明を求めたいと思います。

税 務 課 長 今回、専決処分をさせていただきました減免規定につきましては、地方税法等で条文としてうたわれるかがまだ決まっていなかったのが、このたび専決させていただきましたことにつながっております。国民健康保険法等については、条例の方でうたわれておりますけれども、地方税法等については、各市町の減免にゆだねるという流れがございました関係で、税法の改正にうたわないということですので、町の条例で減免規定を国民健康保険法に準じて示させていただいたところでございます。

1 0 番 ということは、確認ですが、それぞれ減免規定は市町村によって多少違っているということ、可能性はあるわけですね。それから、減免の内容につきましては、説明をもらったと思うんですが、この場合は、対象者というのは当然わかっていると思うんですが、その方の数と、それからどういう周知をされて、どういうふうに減免が進んでいくのかについては、今どういう手続をされておりますか。

税 務 課 長 各市町に税でゆだねるという考え方で、今言われましたように、各市町の取り扱いによっては違うということも当然できますけれども、基本的には国の方からこういう形と示されておりますので、統一した減免規定になっていると理解しております。この方の対象者でございますけれども、昨日現在で、福崎町では2名が対象になっております。周知方法につきましては、今、ミニディで後期高齢者関係等の説明会にも出席をさせていただいており、そのときに町の方へ申し出をしていただくようにとお願いもしております。また、社会保険庁等との情報提供が各自治会の方との情報交換もできるようになっております。また、町の広報につきましても流す予定で、今現在原稿の方を作成しているところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結します。

次に、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 0 番 この中に何項目かの見直しがあるんですが、まず、ふるさと納税の分につきまして、税務課の資料7ページに載っておるんですが、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、一定の限度までは全額控除ということになりますが、その場合の一定の限度に係る、いわゆるその他の寄附金、合計ということだと思うんですが、例えば、今まで寄附金としては、政党寄附金とか、各公的機関で税務署の認証を受けているところに寄附が当然いろいろされると思うんですが、そういうものも全部含めてのこの金額になるわけですか。

税 務 課 長 地方公共団体に寄附した場合の今のいわゆるふるさと納税の関係ですけれども、住民税の1割が最高限度となります。その中で所得に応じて段階的に50%から90%を控除するという流れになります。政党等につきましては、当然所得税では控除対象にはなっておりますけれども、住民税等については、控除対象外となります。あと、社会福祉法人とか、いわゆる所得税法上認められておるもの、このものにつきましては、当然住民税の控除対象と、条例指定すればなるわけなんですけれども、今のふるさと納税関係では、あくまで地方公共団体という形になりますので対象とはなりません。条例指定しましたものにつきましては、所得税控除が前提の中で条例指定した私とこの場合でしたら、社会福祉協議会が対象となる形になります。

1 0 番 所得税の場合は一律1割ということで、この下にイメージ図も載っております、残り住民税は、範囲としてはいろいろ90から50%というようなことに変動するとなっておりますが、あくまで一応これを入れて、所得税を1割控除した残りはすべてほぼ100%になるようにということで、変動の数値というのがされているわけ。逆に言うと100%にするためにこうなっているというふうに理解してよろしいですか。

税 務 課 長 住民税の1割を最高限度として、所得に応じた段階ですべて一律となるというんですか、標準化するような形での50%から90%の段階的な控除率になっております。

議 長 ほかにございませんか。

1 4 番 今回の町税条例の一部を改正する条例の中でもって、公的年金からの住民税の特別徴収というのが入っております。これが平成21年の10月から特別徴収が始まるということですが、本年度4月から始まりました、後期高齢者医療制度におきましてもいろんな問題が出ております。その関係上、今回もこの21年10月からこれが実施されるわけなんですけど、現段階で公的年金を受給されている方、これが町内に何人ぐらいいるのか、まずお尋ねをしたいと思います。この方すべてが年金の方から天引きされるという計画でしょうか。

税 務 課 長 今現在、人数的には手元に資料がございませんので、つかんでおりませんが、あくまで年金所得のみの方が対象になりまして、年齢的にも65歳以上の方が対象になります。ですから、ほかに給与所得なり営業所得等がある方については、特別徴収の対象にはならないということで理解をいたしております。

1 4 番 この件については、やはり今後また問題が出るとお思いますので、事前に住民さんの方にしっかりと通告をして、そして説明をしていく責務があると思うんです、行政側といたしまして。既に国の方からもそのような通達が来ていると思いますが、町の方でもってかみ砕いて、説明をしっかりと今後してもらいたいと思いますので、その点についての計画はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

税 務 課 長 今、上部の国・県の方から各自治体に説明会がこの7月ぐらいから入ってくるような状態の制度になっております。その制度の内容等の説明を受けて、また、対象の方なり全体に対しての周知を、広報なり各関係者の方へ説明が必要であれば、また、検討もしていきたいと思えます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 0 番 ちょっと1点だけお尋ねをしたいんですが、この福田面整備の下水道課の資料1ページ、報告第4号の資料を見ておられますと、ますの蓋の変更がありますが、塩ビ製から鋳鉄製に19カ所かえたということになってはいますが、今までこういう変更というのは、当然この後の報告第5号はこんなものは出てませんし、なぜこの福田だけが塩ビから鋳鉄にかわったんでしょうか。今までこういうのはなかったと思うんですが、この件について説明を求めます。

下水道課長 以前のこういう報告についても幾らかはございました。面整備工事に入りまして、それまでに設計の段階で各戸から出てきた要望の中でそういうものがあるんですが、改めて工事が始まるとそれぞれのお家を訪ねまして、ますの位置、それから、ますは塩ビ製か鋳鉄製か、そういうのを調整してまいります。その結果こういうふうにかわったということでございます。

1 0 番 あくまで、この塩ビあるいは鋳鉄というのは、ますの蓋だけで、宅内引込分だけに関して、今回の場合これだけ変更があったということ。じゃ、設計の場合は一律にどっちかになっておるわけですか。設計の最初の段階での、それはどういうふうに、その時点で聞かれているのかどうか。

それから、附帯工で仮復旧がふえてどうなったということになってはいますが、そういう仮復旧がふえるということは、やむを得ないのか、あるいは施工ミス、雑な工事を、例えば、ついたくさん削ってしまっただけで舗装が増えたとかということになっているのかどうか、その辺の確認をしておきたいと思うんですが。

下水道課長 まず、ますの蓋の件でございますが、要求される設置場所によって、やはり重量物が乗るところは鉄蓋、そうでないところは塩ビ蓋という形になっております。おおむね事前の要望でそれを振り分けて個数を計上しております。先ほど言われましたとおり、全くの蓋だけの話でございます。

それと、附帯工での舗装の部分につきましては、資料でございます県住のあたりの道路でございます。もともとの舗装が非常に亀の子状態で割れていた、非常に傷みがひどかったようなところがございます。もちろん掘削に応じてそれらがやはりそこだけを残して復旧をするということ自体が住民の皆様にとって安全ではないと判断しまして、その部分をあわせて舗装したような状態です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結します。

しばらく休憩いたします。再開は、10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次に、報告第5号、議会の委任による専決処分報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 7 番 増減があつて、66万円余りという増額でありますけれども、下水道の工事を
するに当たっては、入札前に実施測量設計をやって、そうしてかかるわけですね。
それにも一定の金と時間をかけてやるわけですが、その精度はどこら辺までやれ
るのかということについていつも疑問に思うわけですが、この議会でも変更のたびにそ
ういう質問も出ております。

この井ノ口のところについては、構造物回避によるということが幾つかござ
います。構造物というふうなものは、これは最初からあるのはわかっただん違
うんかと、こういうふうには言葉は悪いですが言いたくなるわけです。そういうふ
うなものは、なぜ当初の測量設計の段階でわからないのかと。どんな構造物だっ
たのか、現場で確認せんとわかりませんが、その程度の設計しかしてない
のかということになるんですが、いかがですか。

下水道課長 この報告の第5号の中で、地下構造物の回避ということで明示してあるんです
が、現実的には、ここは前、国道312号、旧の状態の中でNTTの埋設物があり
ました。当然、設計の段階では、事前に調査はするわけですが、具体的な位置
というのは、なかなか確定しにくい部分がございます。それと、今回変更してい
る部分には、街路の標識とNTTの管路の間で推進管を施工しようという計画で
ございましたが、現実的には、その間があいてなかったというような状態、施工
するには不十分な間隔であったということで、それを回避するために反対側に逃
げて、ちょうど西側へ逃げて開削で工事を行ったというような状態です。事前の
調査の精度というのは、非常に確定するまでに、微妙なところがございます。や
ってみないとわからない部分がございますので、どうかご理解いただきますよう
お願いいたします。

- 7 番 当然、NTTとの打ち合わせもやり、図面ももらってやられておると思うんで
す、当初には。ですから、今言われるようなことも現実には出てくる場合もあり
ましようけれども、できるだけやっぱり精度を高めていただくと、設計の段階の
その点の努力をお願いしたい。やってみなきゃわからんのだというふうなことで
済んでしまえば、何でもそれが通ってしまいますので、できるだけそういう答弁
がないように求めておきたいと思ひます。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第6号、平成19年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告に
ついて、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 7 番 毎年同じことを言つて失礼なんです、この補正予算額というのは、いつ、ど
ういう機関で決定をされたのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

社会教育課長 補正予算につきましては、理事会等で報告いたしました後、補正予算を計上さ
せていただいております。

- 7 番 ですから、補正予算を決定したのはいつですかと。当初予算は当初予算を決定
する最初の理事会というのがあるかと思ひますが、補正予算はいつの理事会で
決定をされたのか、まず、いつということをお答え願ひたいと思ひます。

社会教育課長 時期につきましては、後ほどお知らせをいたします。

- 7 番 会議費というのがあります。このところで、役員会は当初からゼロ、ゼロ、ゼ
ロで、理事会の費用を1万5,000円ふやすと補正されておるわけですね。で
すから、途中で理事会があつたのか、どこでやったのかというふうなことですが、

よくこういう関連の外郭団体的なところで補正予算というのが、後から決算を打ってみてふえてくるというような場合がなきにしもあらずということですね、いつごろ決定したのか知りませんが、補正予算で組んでおきながら、例えば、予算の総額の7ページのところでいきますと、補正予算の合計が70万7,000円で、不用額が94万円出ておると。補正したってそれ以上の不用額は出るという、それは各項目いろいろあるんですが、結果としてこういうふうな予算の組み方というのは、全体として慎重さに欠けるのではないかと。外郭団体とか、そういうところでの問題点というのは、委託先、外郭団体先、指定管理者等といろいろあるわけですが、直接、町の会計につきましては、毎月の出納、お金の出し入れの検査が監査委員会によってやられるように、議会も議論をされいろいろやられるわけで、非常に目も行き届くわけですが、こういうところでは非常にわかりにくい。ですから、補正予算より多い不用額が結果として出てくると。中身一つ一つ精査せんとわかりませんけれど。見ておったら時間がようけ要りますので、後から勉強させてもらいたいとは思っていますが、ぜひこの点、今言いました補正予算を決定したのは、いつの理事会だったか、当初予算を決定したのは何月何日、補正予算を決定したのは何月何日、決算を打ったのはいつやと、こういう報告を求めます。

それから、8ページ、貸借対照表。これはいつも毎年いっておるんですよね。貸借対照表、バランスシートというのは、書いてあるとおり、貸方と借方両方がそろっておって、それで対照表ということになるわけです。片一方しかないのに何でこれが貸借対照表と言えるのかということ、私はいつもいっておるわけです。財団法人については、いや、これでいいんだ、法的によいということになっておるんだという答弁を何遍も前からもらうわけですが、やっぱり合点がいかん。それやったら名前をかえて、貸借対照表という名前をとった方がいいのと違うかということ、これは貸方についても、ちゃんと記載をした方がいいのではないかと、私を申し上げてきて、来年までによく検討してくださいねといっ、毎年決算のこのここで質問で終わっておるわけです。

検討した結果、やっぱりこれでいいんですか。やっぱりこれは貸借対照表になっておるんですよ。これだけの試算は、試算のもとはどこにあるのかという、どこから金が出ておるのかという、原資というふうなことが貸方に出てこんといけない。これがどうも理解できない、何ぼ考えても。やっぱり法的な部分とか、いろいろというよりも、人間の普通の常識にこたえられるということが必要だと思うんです。借方だけあって貸方がないのに、何で貸借対照表なんだ。何遍も言います。この試算のものとこの金はどこから出たんだと。そこには、まず、試算として町から出資金が幾ら出ておるとか、そういうことを含めてずっと。それで寄附は幾ら受けたとか、総額としてきちっと合計が合わなきゃならないと思うんですが。これでいいんだというふうなことがどうしても理解できない。調べていただいて、どうですか。

社会教育課長 まず、補正予算の時期なんです、2月15日の理事会後に補正予算を作成しております。

それから、貸借対照表のことなんです、この貸借対照表には、過剰式と報告式がございまして、過剰式は先ほど議員ご指摘のとおり貸方、借方ということで表示をするわけですが、報告式の場合は、損益計算書は、貸方、借方を表示せずに資産の部、負債の部、純資産の部で表示するように会計士の方から聞いております。

7 番 まず、2月15日とおっしゃったんですかね。2月15日と言えば、年度末で

すね、ほぼ。そこで補正したものが補正額よりたくさん不用額が生まれるということは、おかしいじゃないの。これが例えば12月だったら、まだ1、2、3月あるからなんですけれど、おかしいじゃないの。2月15日に補正予算決定して、それで3月31日までの処理が追加したよりたくさん金が余るというような、そんないかげんな予算の組み方というのはちょっと理解できません。賛成、反対するやつじゃなくてよかったですね。

貸借対照表については、やっぱり理解できません。これはまた勉強させてもらいます。ぜひ根拠法令とか、そういうものを一遍持ってきてください。貸借対照表、何遍も言うけども、貸方と借方があるから貸借対照表というんであって、片一方しかないのに対照表とは言えんでしょう。

議 長 ほかにございませんか。

1 5 番 ささやかなこととございます。5ページで収入の分です。山桃忌、説明の欄を見ていただきたいと思いますが、山桃忌お供えとございます。そして、決算額が28万9,626円、このようになっておりますが、これはどのような方からのお供えなのか、我々も行かせていただくんですけど、こういうもの、お供えはどの範疇の方がしてなさるのか、ちょっとこれを見ると気が引けてなりません。そういった点から、私はお供えの内容を聞きたいということが1点と、28万9,626円のうちお供えはいかな金額だったのかということです。その辺をちょっと参考にお聞かせをいただきたいと思います。

また、今年も8月3日に山桃忌があるようでございます。それに備えましてもいろいろと考えるところがございますので、お聞かせをいただきたいと思います。担当課長は、4月1日の異動でございますから、わからなければ理事長さんがいらっしゃると思いますので、理事長さんの方からご答弁を賜りたいと、このように思います。よろしく願います。

社会教育課長 まず、その28万9,626円なんですけど、これは寄附金も含まれております。それから、山桃忌のお供えにつきましては、そのうち5万4,000円を山桃忌に来ていただいた方からお供えをいただいております。

1 5 番 そうしたら、5万4,000円を引きますと、20万余りの寄附でございませけれど、こういった内容もしここで言われるのに差し支えがなければ、内容もお伺いしたいと思います。

社会教育課長 個人の名の方から寄附をいただいております。それから、このうち友の会の方からもいただいております。法人からは1件でございます。

1 5 番 今、課長の口からのご報告の中で友の会という言葉が出てまいりました。このごろもやはり友の会というものが活動をなさっているのかどうか、いかがでございますか。

社会教育課長 友の会は、聞きますと8月5日に解散されたということでお聞きをしております。

1 5 番 そうしますと、友の会は8月5日に解散をなさったんだったら、現在はないという状況なんですね、わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

3 番 会員制度についてお尋ねをいたします。個人会員が445名、法人会員が27名ありましたが、この方々の入場者は幾らほどおられますか。

社会教育課長 会員のうちの入場者については、ちょっと聞いておりません。把握はしておりません。

3 番 となりましたら、この入館者に5千何名が出ておりましたが、これよりもふえているというように理解をしてよろしいんですね。

社会教育課長 会員はその後ふえておりますが、個人で3名の方がその後入られたというのを聞いております。

3 番 柳田國男・松岡家顕彰会を広く知ってもらい、多くの方に見てもらいたいというのが会員制度の一つの趣旨かと思っておりますので、できるだけ会員の方の入場者を図っていただいて、多く入場してもらいたいという方向に努めていただきたいと、このように思います。

それと、会員証ですが、これ全部本年の12月末になっておりますが、今現在のところ、会員いうたら1年の更新じゃなくて12月31日付でなっていると聞いておりますが、今後どのように検討されておりますか。

社会教育課長 まず、会員募集につきましては、今年度ホームページを開設しますので、その辺で会員の募集も予定をしております。それから、12月末日が更新の時期でありますので、PRに努めまして、新しい会員に向けて事業も展開をしてみたいと考えております。会員証につきましては、今言いました12月末が更新時期になっておりますので、その後加入された方に新しく会員証の交付をしています。それから、先般の理事会におきまして、途中に加入された方は、その翌年の12月末日までというようなことも決まりましたので、その方向で進めていきたいと思っております。

3 番 例えば、5月に入りましたら、翌年度の5月までが有効期間ですね。そうじゃないんですか、翌年の12月末日までですか。

社会教育課長 期間は、あくまでも12月末が更新時になっております。5月に入られましたら12月末が更新時期になりますが、今言いましたように、途中加入の場合は翌年の12月末日まで会員として会員証を発行する予定ということで、先般の理事会の方で決定をしております。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 何点かお聞きをしたいと思っております。

先ほど、小林議員の方から質疑がございましたが、昨年の議会の際の財団法人の決算報告についての質疑等々を思い返しておったわけですが、昨年、表現の仕方に、「町民にわかりやすくせんといかんのやないか」というふうなご提言と申しましょうか、ご意見がございまして、担当の課長は、「よく検討をします」というふうな答弁をしています。検討ですから、せえへんのかわかりませんが、実際は、どういうふうな検討をされたのか、お答えいただきたい。

社会教育課長 昨年の会議録を見させていただいたんですが、特に先ほど出ました貸借対照表のこととか、それから、そのうち正味財産の部で当期正味財産減少額とかというのが、前のときには三角になっておったんですが、その辺を特にわかりやすくということで、この辺も含めまして会計士さんと相談をさせていただきまして、正味財産の減少額につきましては、資料の10ページに上げておるんですが、正味財産増減計算書ということになっておるんですが、7ページの貸借対照表につきましても、これは各企業、法人、いろいろ表示する内容が違っておりまして、正味財産増減額としてもいいのではないかとというようなことで、会計士さんの方からは報告を聞いております。

1 1 番 検討されたんですね、そうすると、いろいろと。一般の会員の募集をするわけですから、一般の町民の方々にわかりやすい、なじみやすいような形で変更できるところは変更していきたいということを言われてはいますが、余り変更されてへんなと思って見せてもらいました。もう一遍よく検討してください。

次なんですけれども、この12ページに監査報告書というのがございます。監事さんは、説明資料にも理事及び監事ということでお名前が出ておるわけですが、

監事さんは、井奥澄子さんと岡本裕さんというふうを書いてあって、サインがしてあって、判こが押してあります。この会計は、去年の質疑によりますと、社会教育課が会計の担当をしておると、こういうことですね。岡本さんといいますと、たしか教育長さんというふうに思うんですが、違いましたか、どうですか。

教 育 長 私でございます。

1 1 番 以前から教育長も監事をされておったようですが、もう一方、監事がおられたというふうには思うんです。これまでですと、そのもう1人の方とこの井奥さんとが監事ということで、この報告書の提出があったように思うんですが、これですと、去年の暮れから、もちむぎ食品センターの決算について、いろいろと議論がありました。監査はどこがするんや、ということもいろいろ議論されて、しかるべきところに監査をしてもらおうと。例えば、町でも会計管理者という方がおられるわけですから、そういう方々がその監査をしていただくということが私は妥当ではないのかと思うんです。これですと、会計担当の教育長のかわりに社会教育課の担当員が会計をやっておるわけですし、その監査を教育長がすると。教育長、されたんでしょ、これ、どうですか。

教 育 長 関係諸帳簿を1枚1枚めくって説明を受けながら監査をしてまいりました。

1 1 番 それでは、監査になりません。聞きますが、会計監査は今お聞きをしましたら1枚1枚めくってやりましたということです。じゃ、事業の監査はどういうふうにされましたか、お尋ねをします。

教 育 長 これも、何月何日にどういう事業でというのをいろいろ説明を受けながら監査をいたしました。

1 1 番 それじゃ、事業の監査についてされて、監事としてどういうご意見をおっしゃったのか、報告書にありませんのでお答えください。

教 育 長 今もちょっとお話がありましたように、記念館をもっと町民に身近なものにするために、いわゆるあの近辺の、例えば、歴民とかもちむぎの館とかというのを常に協力、協働して事業ができないものかということをお話しいたしました。

1 1 番 そういうふうなものが、次のこの20年度の予算に反映されておるのかどうかということを見てみんといかんのではないかというふうに思います。

まず、それまでに決算の報告でございますので、決算の内容について、少しお尋ねをしたいと思います。先ほど小林議員が言われましたように、2月に補正をして、不用額が補正した予算の執行したものよりも多いというような点があります。具体的にお聞きをしたいんですが、細かいことを聞きますけれども、会員証の作成、たしか2,000枚作成したというふうな報告があったと思うんです。これは、1枚幾らやったんですか。

社会教育課長 1枚80円でございます。

1 1 番 2,000枚おつくりになって、実際に発行された数は450に満たない数字でしたね。当初の目標は500だったということでした。面倒くさいから何年分かつくっておこうかということだったのかわかりませんが、これは追加したら何ぼになりますか。例えば、会員が2,000枚おつくりになって、1,000枚なら1,000枚でもいいです。2,000枚つくってはるなら2,000枚つくって、会員が2,500人集まった。500枚足らんさかいに追加しようかというたら何ぼになりますか。

社会教育課長 追加分については、幾らになるかというのは聞いておりません。

1 1 番 私が申し上げておるのは、例えば町史、あれなんか一番いい例だと思うんです。もちむぎ食品センターの伝票類は、あれは論外ですけれども、伝票とか、箱とか。それで、何でそういうことを言うかと言いますと、次の20年度の予算を見た

ら減っているわけです、予算が。見てもらったらわかると思いますけども、意欲的に、予算のところで、20年度はこういう方針で事業をやるんだというふうなことが書いてあるんですが、会員減っておるやないですか、募集するのが。頑張ってるとは書いてありますけど、頑張ってるというんやったら、最初の目標ですね、500と50社ですか、頑張ってるんかなと思ったら、プツと減ってるわけです、目標が。これはどういうことですか。教育長、答弁してください。

教 育 長 元館長の人件費の分がかなり減っておるから、こういうふうになっておると思います。

1 1 番 私が申し上げておりますのは、わかりやすいように言いましょか、意味が通じてないみたいですよ。5ページを見ますと、会議収入、決算額が71万5,000円。説明資料をあけてください。説明資料の2ページ、下の方に会議収入、予算額70万円、こういったことです、それを聞いておるんです。おっしゃってることと予算とがきちんと合うてないですよ。

教 育 長 これにつきましては、昨年度の会員募集の実績を見て、今年度はこれぐらいにしておこうということであると思います。

1 1 番 教育長、そやから聞いておるんです。この20年度の事業計画について、説明資料の1枚目にありますでしょ。ここにそう書いておかなあきません。全然違うこと書いてある。また聞いたら、ずっとそんな答弁してはりましたんや。どうですか。

教 育 長 20年度の事業の予定計画につきましては、言われるとおりの予算的に非常に厳しい状況にありますから、できるだけ講師料とか、その他の経費が余りかからないような講師を呼んだり、事業をしていこうということになるかと思えます。

1 1 番 それは、もっともでございます、金がないと出る方を減らそうかと、一つの案です。入ってくるのをふやそうかという方法があるわけです、教育長。監査をされて、事業の監査もやりました、言いよって、そんな答弁してもらっておったら困りますよ、本当に。だから、おかしいと言うんです。しかるべき人がしたら、そんな事業の監査したら、そんなもの当然指摘しますよ、そういうことは。理事長、そう思われませんか、どうですか。

町 長 それは、監査する人によって違うと思いますが、吉識さんのように指摘される方もあるかもわかりません。

1 1 番 そうですね、それはいろいろおられますから。ただし、町もそうですが、歳入をふやすということも一つの方法ですし、歳出を削るというのも財政を健全化していくためには必要でして、両道あるわけです。同時に進めるのか、片方だけ進めるのか、どうしましても歳出の部分、この財団法人の場合でしたら、支出を削っていきますと、果たして先ほどから教育長がおっしゃっているような、歴民と協働して、また、もちむぎ食品センターと協働して、三木家を活用して、本当にできるのかどうかというところを危惧するわけです。だから、申し上げた。一番頑張ってるやっていたかかないかのは、この会員です。会員募集してやるんです、という方針を出されたわけですから。ですから、それを徹底してやっていただくと。私は1年、500と50というような目標を立てて、それでできなかったから、次の年は実績に合わせて予算を組んだんですと。これでは、うまくいかないと思います。よく考えてみてください。

したがって、そういうふうなところからいくと会員証も、例えば、2,000枚は多過ぎるんじゃないかということをおっしゃるわけですよ、町史と同じこと。これがそやから多過ぎやと言われんように集めてもらっておいたらよかったんやないかと。さらに努力していただいたらいいんやないかということですよ。

それと、支出の部の7ページ、これは、答えていただきやすいと思うんですが、委託料109万810円なんですが、警備保障、山桃忌前夜祭、資料整備ほかというふうに出ておるわけですが、それぞれの明細をお答えください。

社会教育課長 まず、山桃忌前夜祭につきましては、10万円を辻川区の方に委託しております。それから、資料整備につきましては、柳田國男関係の資料整備として20万円、それから、松岡映丘の関係の資料整備として44万円、あと残りが警備保障ということになります。

1 1 番 残りがというような猪口才なことと言わんと、ちゃんと数字で言うてください。
社会教育課長 74万66円です。

議 長 訂正を求めます。

社会教育課長 すみません、失礼しました。35万810円です。

1 1 番 資料整備についてお尋ねをするんですが、これはどこがやられた、どこへ委託されたんですか。まだ新しい20年度の事業にもそういうふうなことが予定をされておったんじゃないかと思うんですけど、ここの事業計画についてのところに、「効果的な資料の保存と展示のために、前年度実施した文書関係の所蔵調査を本年度も引き続き行う計画です」というふうな記述があるんですけども、これについてお答えを。

社会教育課長 調査は、柳田國男関係につきましては、地主喬氏と委託契約を結んでおります。また、松岡映丘関係資料整備につきましては、神戸大学と委託契約を結んでおります。

1 1 番 これは、神戸大学と結んでおられるのは、主にどういう内容やったんですか。

社会教育課長 神戸大学の大学院の人文科学科と委託契約ということになるんですが、松岡映丘関係の整備ということで、平成19年度につきましては、照合作業を行っていただいております。本年度も先ほど言われましたとおり、引き続き調査を予定しております。本年度につきましては、下絵の写真のデジタル化作業、その辺を予定しております。

1 1 番 この辺については、私はあったんじゃないかと思うんですが、この資料は調査したものが。デジタル化はされてなかったかとも思いますけれども。お金もないわけですから、少しお考えになって、教育委員会の方が援助をされますと、神戸大学にお願いをしてやっていただく必要性が果たしてあるのかというふうなことを思うんですが、どうでしょう。

町 長 理事会の決定に基づいて事務方がやったわけでありまして、去年度の理事会の決定は、今ある資料がきちっと現存しているかどうかを目録化するということが主な目的でございまして、今ある資料と、そして現存しているのが照合できるかどうかをきちっと、この際もう一度調べてみようというふうに理事会で決定をして、その作業を教育委員会の事務局が担当したと、こういう経緯になっているわけでありまして、そういう作業が終わればもう必要はないのではないかと、そういうふうには思っております。しかし、本年度したということは、まだ事務方もそれが完全に終わっていないという報告を受けて、改めて理事会で決定をさせていただいたと、こういう経緯になっております。

1 1 番 理事長である町長がおっしゃるんですが、私は非常に疑問に思います。といいますのは、町長になられますとこちらの財団法人の理事長をされるということですね。もう10数年になるわけですが、実際に台帳と現物とがあるかどうかを確かめるといふふうな今答弁でしたが、そうしますと、なくなっておる可能性があるからそういうことをやられたんですか。そんな管理しかできてなかったんでしょうか。どうなんでしょうか。

町長 そういう恐れもなしとしない、非常に貴重な財産をたくさん持っているわけ
ありますから、そういったきちっとした調査は、やはり一定の定期的に必要があ
るのではないかと。先ほど監査の問題が指摘をされました。しかし、当然毎年監
査委員がおられて監査をしていただいているわけでありましてけれども、なかなか
一品一品の現物調査をきちっとするというふうなことがご指摘をされれば、当然
そういうことは毎年やっておくべきだというふうに言われるご指摘は、そのとお
りだと思います。貴重な財産を預かっているわけでありまして。

しかし、私が町長になりまして12年経つわけでありまして、そういった問題
もはっきりさせておく必要があるのではないかと。かなり年数も経っておるわけ
でありますので、そういう必要性を感じて理事会で承認を願って決定をさせてい
ただいた、こういう経緯になっているわけでございます。不十分さがあったとい
うふうにご指摘を受ければ、そういったことは甘んじて受ける必要があると思
います。

1 1 番 私は恐らくそんなに不特定多数の人が管理をされるわけじゃございませ
んし、しますので、そうそう散逸をしておると。むしろ心配しますのは、大庄屋三木家
の状況が心配されるんじゃないかというふうに思います。この場合につきま
しては、そんなに特定の方の管理のもとに運営をされておったわけですから、そ
んなに私は、毎回の決算時の在庫、いわゆる会社で言いますと。そういうような確
認をきちんとしていけば十分ではないのかというふうに思うわけなんです。そ
れはそれで理事会でどんなご意見も出てないということで、理事会でお認めにな
っておるわけですから。

次の問いかけをいたします。といいますのは、次、予算書で、この支出の部に
備品購入費の中の一般備品購入費というので50万円。保存箱というふうなもの
があるんですが、大体見ておりますと、記念館そのものは床面積等も限られてお
りまして、50万円いうたらどんな箱をどこへ置こうとされておるのか、何を入
れようとされておるのか、ちょっと詳細な説明をお聞きしたいというふうに思
います。

社会教育課長 一般備品の50万円なんです。先ほど資料調査ということで、平成19年度
は、柳田國男関係で自筆原稿、著作関係、図書資料などの整備を、先ほど申し
ました、地主先生と契約をしてやっておりましたが、そのうちで、特に自筆原稿の
インク字が消えかかっているの、早急な対応が必要であるということを知りま
して、このたびその原稿の保存用の櫃、桐のタンスと箱、両方を兼ねたようなも
のなんです。そういうものを50万円で作るつもりであります。

1 1 番 桐の箱ですか、なるほど。桐の箱やから高いんですね。また、見せてもらいま
す。

次に、予算の関係なんです。支出のところには人件費で賃金ということで12
0万円、去年は140万円やったんですが120万円計上されています。人夫賃
というふうなことを書いてあるんですが、これは何の人夫賃なのか。これを見て
みますと、決算では、6ページです、当初予算が140万円70万円減額して、
決算額が67万3,767円、不用額が2万6,233円というふうになっておる
んです。それなのに何ゆえ120万円なんですか。

社会教育課長 賃金の120万円につきましては、前館長分の3カ月分の賃金が入って
おります。それから、アルバイト賃金といたしましては、76万2,000円になって
おります。

1 1 番 アルバイトが76万2,000円で120万円から76万2,000円を引いた
のが前館長の報酬ということですか。それで合うておるんですか。

社会教育課長 前館長分は、43万8,000円になります。

1 1 番 特に、最後ですので、先ほども言いました予算組みですね。教育長、よく覚えておってください。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第7号、平成19年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第8号、平成19年度福崎町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第9号、平成19年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第10号、平成19年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第38号、中播公平委員会委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第39号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第40号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第41号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 土地開発公社経理基準要綱の一部改正ということによって、このキャッシュフロー計算書というふうなものを加えるというふうなことかと思うんですが、この要綱の一部改正、これは、どういうことなんでしょうか。公営企業だからなのか、それとも、兵庫県の町土地開発公社の役員の中で決めたからこうするのか、その辺のところの経緯等々をお聞かせいただきたいというふうに思います。

企画財政課長 土地開発公社につきましては、設立の根拠法令は、公有地の拡大の推進に関する法律によって設立をされております。この経理につきましては、土地開発公社の経理基準要綱というのが定められておりまして、これに基づいて行っていくというところでございます。キャッシュフロー計算書の作成が追加された根拠といえますか、考え方でありまして、損益計算書だけでは十分説明ができない

といたしますか、そういったところを補うために、こういったキャッシュフロー情報を示す、そういう趣旨で改正が加えられております。

- 1 1 番 民間の企業等々でも、最近ではキャッシュフロー計算書というのを付けてというふうな場合が多いようでございまして、特に今回、こういうふうな兵庫県の町土地開発公社でもって要綱を改めて、キャッシュフロー計算書をつけ加えるということでございますので、後ほど出てまいります水道事業ですね、本町の。その辺のところもこういうふうなものがつけ加えられたらどうなのかなというふうなことを思いましたので、それは、また後で聞きますけれども。そうしましたら、よくわかりますので、流れが、つけましたら。そういうふうなところで、土地開発公社の件について、お尋ねをしました。結構でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第42号、福崎町ふるさと応援寄附条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 1 0 番 この寄附条例につきましては、報告第3号でありました、ふるさと納税分の受け皿ということでこういう条例をつくられたと思うんですが、この条例を見ておられますと、もう一つよく、どういうふうにこの受け皿をされるのかわからないところがありますので、まずお尋ねしたいんですが。例えば、第1条に目的として、「この条例は、自然・文化等地域資源豊かな福崎町を応援しようとする方々からの寄附金を財源として、その意向を反映した事業を推進し、活力あるまちづくりにする」となっています。

ところが、それをずっとその下へ持っていきますと、結局、基金をつくると。ふるさと応援基金を設置して基金に入れて、その基金の運営に当たっては、寄附者の意向が反映されるように配慮しなければならないとか、基金として積み立てる額は寄附金の額とするとなりまして、これではもらったものをとりあえず基金に置いておこうということだけになってしまっただけです。

例えば、企画財政課の資料の2ページに寄附申込書には、第2条に載っていません、1、2、3の具体的項目あるいは4番、5番の大まかな、どれに何口というのをできるだけ書いてもらうようにするとなっておりますが、せっかくこのところで丸してくださいと言うても、例えば、金額が少なければすぐにできない、内容がどういうふうにするか、基金によってくると。それをだれがどういうふうにするのかというのがこれではきちっと出てこない。

あえて言えば4条の2項に、指定のない基金については、町長が指定するだけで、指定があったものをどういうふうにするか、その辺の要綱というか、その辺はどういうふうにするか、いつ、どのぐらいたまって、どういう事業にするかというのが決まってない。

例えば、基金で言えば、慰霊塔の基金もずっと置いておいて、傷んできたから最後に使うと。寄附した人が忘れたころにこれをしましたというふうになってくる。その辺を心配するわけで、せっかく寄附した場合は、すぐに次年度あるいは二、三年の間にこうしましたという報告を受けたいところもあるわけなので、その辺はどういうふうにご検討をお願いしますか。

企画財政課長 確かにご指摘のように、2万円、3万円という寄附をいただいて、すぐに使える適切な事業があるのかと言いますと、これは、即使用とは言い切れないと思うんです。ただ、それぞれの目的に応じて、こういったことが必要なのかということもありますし、その事業費によってたまっている基金がいつ活用できるか、

バランスといいますか、その辺も考慮しながら使う時期は決定していきたいと考えております。

- 1 0 番 それで、この基金をこういうふうに使いましたと言っ、例えば、町長が指定して、パッと決めてもいいんですが、やはりせつかくのこういう基金ですので、多分されると思うんですが、私の案としては、こういうのをどういう事業にどうするということを検討する委員会、そういうものをぜひ設置していただいて、この基金に対してどういう事業がふさわしいかというのも、やはり決めていくようなことも明文化しておく方がいいんじゃないかと思いましたが、その辺については。

企画財政課長 どの程度の寄附が集まっているかというところにもよりまして、できる事業というのも限られてくると思うんですけれども、今のところ、委員会の設置までは考えておりませんが。

副 町 長 質問議員さんもご承知のように、決算におけます分野につきましては、財産調書でこの寄附金等々で積み立てた基金分については報告を差し上げるところであります。目的に沿った形の中で処分するわけではありますが、そのときには、当然といたしまして、その目的に応じた形で予算化する、こういうことでありますので、その都度予算化するに当たっては、やはり質問議員さんも含めまして、議員の皆様方とご協議をしていただくと、こういうような形になろうかと思っております。

- 1 0 番 それと、今、近藤課長の方からもあったんですが、どの程度というのがあるんですが、これをせつかくですから、できるだけPRして、できれば県外の方に多く知っていただきたいということで、そのPR方法、福崎でもこうしましたのでお願いしますというセールスというか、その辺は考えておられますか。

企画財政課長 今現在ホームページに載せられるようなページを作成中です。また、町広報等でもお知らせしまして、当然福崎町出身の方も多数いらっしゃいますし、そういったところからもPRをお願いできたらというふうに考えております。

- 1 0 番 町広報、町外の方にもかなり送られていると思うんですが、そうじゃなしに、例えば、福崎出身者の方の紳士録というようなものもありますね。そういうところへダイレクトメールで、またお願いしますというようなことぐらいは、あつかましいお願いかもわかりませんが、やるべきと思うんですが、今こういう一番目玉のときですので、今やっておかんと福崎からは何も連絡来なんだとなると思うので、その辺、そういう紳士録とか、そういうものとかあります。それで、そういうことをする予定がぜひあれば検討していただきたいと思うんですが。

副 町 長 近藤課長が申し上げたとおり、ホームページ等々では町の出身者が、自分の町が今どういうような状況だと、のぞいていただける部分もあろうかと思っておりますので、そういうところでのPRになるかと思っておりますが、県人録はあると思っておりますが、町人録までは、ちょっと私も承知しておりません。しかし、首都圏におけるそういったような県人録等々は、私も見たことがございます。しかし、近畿圏でありますとか、中部圏でありますとか、そういうところまでは持っておりませんので、なかなか個人的なダイレクトメールで呼びかけるといったようなことまでは、今のところ無理かなと思っております。しかしながら、今、議員さんのおっしゃってられるような活用部分がございましたら、PRはしていきたいと、このように思っております。

- 1 0 番 例えば、個人的なんですが、この前、NHKテレビの朝のモーニングショーに、埴岡さんですか、NHKに出ておられましたし、北野出身でしたよね。松岡石油のお母さんの兄弟の息子さんなんですが、福崎出身の方でかなり活躍している方も非常に多いと思うんです。ですから、できるだけそういうことも含めて、そう

いうこともまた、そういう資料、名簿なんかも、できるだけあったときは全部残しておくというようなこともぜひしていただきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 福崎町ではどうなんですか。入ってくる方が多いと想定されておるのか、控除するのが多いと想定されておるのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

税 務 課 長 今のところ、想像もつかないような状態で、よく把握できない状態でございます。申しわけございません。

1 1 番 アメリカの民主党の予備選を見ておりまして、昨年からずっと激しい戦いをしてきたわけですが、オバマさんが勝った主な原因、あれを見ていますと、非常に少ない民衆だったのが、どんどん集まって、多くの方が、特に若い人から集まってきたというふうなことを言うております。ああいうふうな例が、先ほどの記念館の会員さんにしましても、このふるさと応援のこの寄附にしましても、一つの参考の事例になるのではないかというふうなことを思うんです。ですから、まだ、入ってくる方が多いのか、入ってこない方が多いのか、わからんということですが、一度その辺のところもよく精査をされて、せっかくやるわけですから。先ほどの話のように記念館なんかにしましても、お金がないということでしょうし、今後は町の方もそうそう歳入が大きくふえていくということも見込めないだろうと思いますし、しますので、参考にしていただいて、やっていただきたいと思うんですが、税務課長さん、どうでしょうか。

税 務 課 長 できるだけPRに努めながら、町の方に入ってくる方が多くなるような形での取り組みが必要であるかと思えます。先ほども申し上げましたように、今スタートしたばかりでありますし、実体的にも難しい状況でありますので、また、お知り合いの方がいらっしゃる、できるだけ声かけをして、ふるさと福崎にやはり貢献できるような形で取り組みのご協力をお願いできればありがたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

3 番 今のことなんですけども、福崎町では余り関係ないと思うんですけども、この寄附がたくさん集まったりしましたら、地方交付税とか、基準財政収入額ですか、そういう方面に対しての影響はないものですか。

企画財政課長 税を寄附金にかえておさめるということになりますので、福崎町の収入で見ますと寄附金がふえます。逆に一方、福崎町の方が他の団体に寄附をされますと、住民税が減少します。交付税はあくまで一般財源部分でありますので、減少した部分についての75%分、これは、普通交付税でふえてくる、補てんされるという理屈になります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。しばらく休憩いたします。再開は、13時といたします。

◇

休憩 午前12時02分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次は、議案第43号、福崎町ふるさとづくり基金条例を廃止する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第44号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
- 次に、議案第45号、福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 7 番 これは、全体として、これまでの1級、2級、3級、それぞれの路線の数、あるいは、延長において、どういう傾向に変わっていくのかということ、何を指しておられるかというふうに言いかえてもよろしいかと思いませんか。
- まちづくり課長 今のご質問にお答えをいたします。
- 数につきましては、これまでの経過としまして、昭和55年に大きく等級の見直しを行っていますが、全体の数としまして、かなり路線数もふえ、延長もふえております。その中で、やはり1級、当初の1級のまま、新たな幹線道路もできておりますが、当初の1級もそのままというふうなことになっております。したがって、今回、1級の基準をおおむね6m以上ということの規定をしております。そういったことから1級の明確化、そして、1級が2級に落ちるということになりますので、主に1、2級の関係が大きく変わるのではないかと、このように思っております。
- 7 番 それは、資料を見ると、1級から2級に大きく変わっていくのではないかというの、想定ができます。2級から3級へ変わっていくものもあろうと思うんですが、それはどの程度の想定をされておりますか。あるいは、具体的に案を持っておられるのか、具体的な中身を検討しながら恐らく条文をつくられたと思うのですが、2級から3級への格下げになるんですね、それはどの程度ですか。
- まちづくり課長 この中で今回明確にしておりますのは、都市計画法に基づく許可を受けた開発行為、その区画の道路でございますが、住宅の区画数を10戸ということの規定をしております。その中で2級にしていたものが3級になったり、また逆に、過去において帰属等がなされてないところの開発につきましては、そういうことが完了したものにつきましては、3級から逆に2級に上がると思っております、この条文の中では、そういった開発の関係が主な点かと思えます。
- 7 番 それは、これからの開発に関するもので該当させるのか、あるいは、これまでの都市計画法29条によって、町有になったものについての10戸未満のもの、それも遡って全部見直すという、そういう意味ですか。
- まちづくり課長 もちろん全体の中でこの基準、このもの差しに沿って遡って見直すということになります。
- 7 番 そうなりますと、かなりの件数が出てくるのではないかというふうにも思われます。最近、特にミニ開発が非常に多くて、問題になって、いろいろまちづくりの上からも困っておるわけなんですね。それらがなおさら費用負担まで地元自治会に押しつけられてくるということになりますと、かなり大変な部分があると思えます。そういったもの以外に一般の道路についても格下げになるもの、あるいは格上げになるものというのは、どの程度想定をされているんですか。
- まちづくり課長 全体として、おおむね、これも今後地元の区長さんなり、関係者と協議を進め、ご意見も拝聴しながら作業をするんですが、やはり格下げ、格上げ、路線に変動を起こすものについては、やはり60路線、70路線、そういった路線数にはなるかと思えます。
- 7 番 条例の改正部分とすれば、わずかな行数でありますけれど、その及ぼすものと

いうのは、非常に大きいものがあります。この分をつくられるのに、かなりの期間をかけられたわけですから、一つ一つの路線について検討されて、そうして大体こうなるであろうということを町道全路線について、ほぼ案を持たれておるのではないかというふうに勝手に想像をいたします。

したがって、そういうものも出していただいて、そうして議会でのこの条例の検討にしないと、一体どこがどんなふうになるのかわからんうちに議会だけこの条例を通して、それで今度各部落の代表と話をするとき、あなたとこの道はこれは3級に下がりますと、いや、そんなこと言われてもって、いや、この前の議会で決まったんですわいうて、議会の責任にされてしまいそうな気がいたしますので、全路線についての案をここへ出していただいて、それで協議をするということはいかがですか。

まちづくり課長 こういった見直しについては、過去昭和50年代からずっと数回行われておりますが、過去の会議録も見ますと、それは当時のことなんですけども、逆に議会、議員さんの方から同時に出すべきではないと、条例は条例というふうなご意見もありまして、そういったことで、まず基準をつくって、それでやはりじっくり精査しながら、地元の意見も聞いて、報告もさせていただきながら最終決定をしたいと、このように思っております。

7 番 まず、基準をつくってですが、基準をつくるにも実態を踏まえて基準をつくるということでないといけないと思うんです。そうでないと、どうなるかわからんけど、とにかく基準はこうだと、先に決めてくれということでは、これはちょっとやりにくいなというふうに思うんです。出していただかなかつたら、ひとつこれは産業建設委員会にお願いして継続審議でもしていただいて、中身をよく検討していただくかせんとしようがないなというふうに思っておりますが、いま一度伺いますが、もしこの条例が通ったといたしますと、全路線どんなふうな位置づけになるかと、格付になるかということについての案をここに提出するというわけにはまいりませんか。

まちづくり課長 同じ答弁になるんですが、1、2級につきましては、ある一定の内部で検討もしておりますが、3級、4級、特に4級につきましては生活道路の関係もございまして、また、3級につきましては関係集落の幹線ということでもありますので、我々が思っている幹線と、実際利用されている集落の方については、思いも違うと思しますので、そのあたりはやはり意見を聞いて、基準だけでは色塗りができないというところも十分ございますので、そのあたりは、時間をいただいて、話し合いの中で決めていくものは決めていくと、そういう考えでおります。

7 番 ここへはまだ出せないということですね、答えは。私の質問は、ここへ出せないかということです。それじゃあ、考えようがないけれど。特に都市計画法の29条の関係につきましても、遡ってまでやるとなると、かなりの路線が出てこようと思えますし、そうなりますと、開発要綱等もう1回見直して、そして、ミニ開発にどう対応するかというふうなことも含めて考えてもらう必要性も、また出てくるのではないかと思います。したがって、ちょっとこれは、慎重に検討させていただかないといけないというふうに思います。余りにも影響が大き過ぎると。六、七〇は影響が出てくるということになりますと、もっと出るかもしれない。大変だと思います。

だから、これは産建委員会になるかと思いますが、これは全体の問題ですから、やっぱり議会で決定したら、これはもう議会で決まったんだから、この基準で仕方ありませんというて、最後には格は折衝するに当たって、最後の詰めは、これで決まっておるんですからと、こうなるわけですから。やっぱり決まるときにど

ここにどんな影響が出るんだということをしっかりと我々議会も議論して、そうして決めるという、そういうことが要ると思うんです。

議員定数のことも区長会から要望が出されたりいろいろしておりまして、議会とは何をするとおるわけやと、議会とは何ぞやということがよく言われておるわけです。団体意思の決定、福崎町の物事を決定するという、そういう責任を負っておるわけですから、ですから、あなた方も議会で決まっておるんですからいうて、いろいろと町民のマイナスになることも持っていけるわけですから。ですから、どんな影響が町民に対して出るんだと、各地域にどんな影響が出るんだと。ここはあなたのところにとってプラスになります、ここはマイナスになりますということ具体的にここで我々も検討しないと、こんな条例は審議できないじゃないですか。そう思いませんか。技監、どう思われますか。

技 監 先ほど課長からも説明がありましたように、どちらが、鶏と卵の関係になっておりまして、基準を先に決めるのか、個別の路線を先に決めるのか、その辺の議論はあろうかと思えますけれども、以前のいきさつの中でそれを個別の路線から先に入っていくと、なかなか収拾がつかないということで先に基準を決めようという方針で進んでおるわけなんでございますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

7 番 答えにくい部分があるのかもしれませんが、しかし、我々議会人の立場からすればそうです。町民にどんな影響が出るのかということのを慎重によく検討をして、具体的に検討をして、そうして条例を決めると、それが要ると思うんです。副町長はどうですか。

副 町 長 集落や町民さんにとってどのような影響が出ていくのか。また、それぞれに利害関係が発生する場合もございまして、そういった関係も含めまして、もの差しを先に決めさせていただき、それら等について決めた後に具体的な案をお示しし、また、そこでご協議願うと、このような形をとりたいと思っております。

7 番 恐らくこの条例の案文をつくられるに当たって、どういう影響が出るだろうということのを具体的に検討する、あるいは、具体的な役場から見ての矛盾点も含めて、あそこはこうだ、ここはこうだからというふうに思われるからこういうふうになってきたんだと思うんです。ですから、必ずこの裏にその具体的なものがそちらにあるはずなんです。なければこんな条例は出てこない。ですから、この議会に、仮にこの条例案が決定をしたとすればどうなるという、その町全体の道路地図を出して、現行のものと新しいものとの比較を出して、そうして審議を求めるといことがあっていいのではないかとこのように思っております。

これは、繰り返しますが、全体にかかわる問題ですから、産建委員会で十分審議をしていただかなければなりませんけれど、産建委員だけでなしに全議員の関心のあるところだということの様に思っております。ぜひ出してください。

副 町 長 今回の一部改正に関する条例について、可決をいただいた段階において具体的な案は、全員協議会等々、多くの方々の意見を求めるような形のところではお示しをしないと、このように思っております。

7 番 逆だと思えます。まず、基準をつくるに当たって、その基準がこうやったらどうなるかということのを考えておかないと、我々責任を持って決めることできないじゃないですか。ですから、この条例案の審議に当たって必要な資料というふうには私は。

町 長 鶏が先か卵が先かということでありまして、私自身がその案は見えてはおりませんし、検討もして決着もしておらないという状況でありますから、これは継続審議になってもやむを得ないというふうに思っています。そういうふうに議員の皆

さんがおっしゃるなら、そういうことで一生懸命に両方寄って考えれば、それはそれでいいことではないかと、このように思っております。しかし、予算があるわけでありますから、どういうふうになれば、一番、町の予算をうまく執行できるかという観点で、我々も知恵を出し、議員の皆さんも知恵を出すという相応の関係でもってなり立っているわけでありますから、そういうことであるなら十分検討をしていただいて結構だと思っております。

7 番 町長のところまで答弁が行きましたので、このまま続けて、今度はだれにしようかということになるとそうはいかなくなるのであれですけど、やっぱり慎重に議論をする必要があると思います。何回も繰り返しますが、この条例がどんなふう町民に影響するのかわかりと確認をしながら、議会が賛否を決定するというふうにするべきだというふうに思います。その点、産建委員長もおられますので、ひとつよろしくご配慮いただきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 私もこの条例の一部を改正する条例の目的は何なのかということと、町民の皆さんにどのような影響が考えられるかということをお尋ねしようというふうに思っています。ここへちょっとメモをしておりました。この点については、今、小林議員がお尋ねになりましたので、目的は、昭和55年の見直し以来、長らく見直しができなくて、それで整理をするというふうなことだという説明でした。それでいいかと思うんですが、どのような影響が考えられるかというのは、いろいろ考えられると思うわけなんです。私は、今回のこの目的は表面上はそういうふうな答弁ですが、歳出を削減するための条例の見直しかというふうに考えました。と言いますのは、例えば、1級が2級になるというのは、あれなんです、2級が3級ということになってまいりますと、町の負担部分も変わってまいりますので、そういうふうな目的が主な目的のかなというふうに考えました。

そこでお聞きをしたいんですが、具体的に現在1級、2級、3級、4級と言われる道路、これがそれぞれ何路線あって、延長がそれぞれ幾らなのか、そういうふうなものは恐らくお持ちだろうと思いますので。その後この条例を適用して、先ほどの1級、2級、3級、4級の路線の数、延長、それがどういうふうになると想定されておられるのか。具体的な、一々路線名は要りませんから、級別で結構ですから、その点について、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

まちづくり課長 まず、負担の件でございますが、やはり町道の管理ということは、町の全体のネットワークの中でやはり継続可能な改良なり、管理を進めていかなければならないと思っております。

それと、地元負担にしましては、道路法で特に受益の受けられる方から負担を求めることができるということで、福崎町はこの制度を長くずっと来ております。その中で現状に合った形の見直しをしているものでございます。

それと、ご質問の中で今現在の路線数というご質問に対しましては、1級町道で30路線、2級町道で211路線、3級町道で120路線、4級町道で382路線、計743路線。これは、19年度末現在でございます。ちなみに、全延長は、256k124mということになっております。

1 1 番 ですから、それをお答えいただきましたら、そのアフター、私も思うんですが、こういうふうな条例をおつくりになる場合に、恐らく想定をされてどういうふうになるのかというふうなこと、この地図、これを見て考えられたと思うんです。ですから、大体そのアフターはどういうふうになるのかということをお答えいただきたい。

まちづくり課長 これにつきましては、特に先ほども答弁したんですが、1級から2級に落ちる

という路線がかなりこの中で延長的には占めております。それと、3級、4級につきましては、今の現行の基準を踏襲した中で、やはり集落の中でも改良がございます。その中で特に集落として重要な道路という、そういった位置づけにつきましては、当然十分地元から話を聞くということで、こちらの方から3級、4級については幾らということは、今の段階では申し上げることはできないんですが、それと、全般としまして、この改正につきましては、約1年、関係課で調整をとりながらしたんですが、このたびは、福崎町の道路線認定等の審査会の設置をしております。組織としてトップに副町長、そして、副に技監ということで関係課、そういう組織を行って十分より公平にということで、こういった基準づくりもしております。さらに審査会も開催しまして、格付につきましては、慎重に案をつくっていききたいと、このように思っております。

- 1 1 番 1年間かけていろいろお考えになったということですが、それじゃ、どうしてもアフターの数が答えられないみたいですので、それはもうちょっと後で考えることにしまして、私が思いますのは、例えば、それぞれの自治会にまたがっておる中で、これまでにいろいろ町道に関して問題が起りまして、それで積み残して解決をせずに来ておるものが幾らかあるのではないかと思うわけです。それがたまたま、例えば、今2級であるけれども今度3級になった、もうこれは決まっておるんですというようなことで、積み残してすべてが片づいてしまうというケースがあるのではないかと思うんですが、そういう町道に関する、特に改良等々のことだと思うんですが、拡幅整備なんかも含めまして、その辺のところの問題点が、現在も継続中であるとか、過去に問題が発生したけれども、そのままになっている件数はあるんですか、ないんですか。そういうことは承知をされておりますか、どうですか。

まちづくり課長 この格付の見直しにつきましても区長会の方から毎年要望を受けております。また、改良とか、舗装につきましても、毎年、数多く要望が出まして、限られた予算の中での事業の執行でありますので、なかなか十分にその要望にこたえることはできませんが、やはり基本としましては、優先度の高いところから事業を進めるということでもありますので、この格付につきましてもやはり地元集落内の道路につきましては、そういった意味からも地元である程度意見収集して、また、協議の中でご意見を賜りたいと、そういうようなスタンスでおります。

- 1 1 番 利用頻度の高いものという話になってまいりますと、どうしても市街地に近いところ、もしくは市街地ということになってまいります。それで、よくこれまで一般質問なんかでもされておりますけれども、お受けして、市街地とか、市街地周辺だけが、重要な道路じゃなしに、やはりそれぞれ生活をしておられる方がございまして、古くから道路があるわけですから、予算の許す範囲で公平に取り扱いをしていくということが肝要だと思うんです。

それで、今言いましたように私がお尋ねをしましたのは、例えば、そういうふうなところで、2級が3級になると、この条例を施行することによりまして、そういうふうな場合に、これは議会で議決されてこうなりましたので、きょうからの差がこうなんです。そんなあなた言うてもらってもあきませんと、こういうことに恐らく最終的には、今いい答弁をされてはいますが、最終的にはそういう答弁になると思うんです、実際に。ですから、今お聞きしていますように、せめてこういうふうな問題が何かあるようなところはないんですかということをお聞きしておるんです。承知でなかったら結構ですけど。

町長 私がこの路線の条例を出すことに判子を押したのには、いろいろの理由があるわけです。当然今こういった問題が非常に矛盾を引き起こしているから、それを

解決するというためには、この条例が必要ではないかと、このように思ったということです。道路特定財源に見られますように、道路をどうするかというのは、町だけではなく、国でも大変大きな問題になっているわけでありまして、したがって、他の会計とのバランスでありますとか、いろんな観点からきちっとしていく。しかし、それを恣意的にやってはなかなかうまくいきません。やはりそこには、一定の目的がある、きちっとした条例をつくって、その条例を一つのもの差しにして物事を判断すると。吉織議員が言われたのは、まさしく条例とか、法律というのは、そういうふうに傷みが伴うことについても、このもの差しに引き当ててこういうふうになるんですよというのは、これはもう道路の条例だけではなく、福祉の問題にしても何にしてもそういうことになるわけでありまして。

したがって、先ほども言いましたように、こういうような重要な段階については、もちろん理事者が責任を持ちますが、決定される議員の皆さんも真剣に考えていただいて、これなら町民にしっかりと責任が持てるというのをつくっていただくということが大事でありますから、これが今回の議会でどうしても決まらないということであるなら、それは、仕方がないというふうに思っています。それほど重要な案件でありますから。提案をしている以上、ぜひ通していただきたいという気持ちはありますけれども、それは一定の審議の過程やいろんな問題を含みながら結論が出るわけでありまして、これは議員の皆さんも納得して、我々も納得するという範囲で合意ができればゴーサイン。

しかし、いつまでもこの問題を引きずっていったのでは、執行する職員の側が、どのように判断をして一々結論を出していくのかというふうなのに矛盾が起これるのでは困るわけでありまして、できるだけ早期に結論を出していただきたいというふうには思っています。今議会が一番望ましいわけでありまして、そういつたもろもろの確認。しかし、ずるずると延ばすというわけにはいかないのではないかと、このように思っているわけです。

議 長 ほかにございませんか。
7 番 もの差しという話が出たんですが、これをもの差しにして客観的に進めるということで、影響度の具体的な内容を示さずにももの差しを先に決めてくれとおっしゃるのであれば、見るものによって、そのもの差しの長さが変わるという、目盛りの大きさが変わるというふうな、これはよいもの差しとは言えないというふうに思います。その意味では、第5条、生活道路として特に利用度の高い道路、こういうふうな表現は、まさしく見る人によって目盛りの大きさが変わる、長さが変わる、そういう文章だと思うんです。ですから、先ほど来言っておりますように、1年間も検討されたわけですから、副町長を先頭にして委員会をつくってというふうな話が出ておりましたけれども、1年間も検討されたわけですから、ひとつ案を出していただいて、そして具体的に中身を見てみるということが要ると思います。ぜひ今議会にその資料を出してください。

副 町 長 実は、私もその原案を見てみたいと、このように思っております。まだ、その後、具体的な形では示していないわけでありまして。それら等を示せるのであれば示してみたいと、このように思っております。担当課等も協議をしなければなりませんし、委員を構成している職員にも意見を聞いてみたい、このように思っております。先ほどから何度も申し上げますように、集落間における分野については、それぞれ利害関係が発生すると。とりわけ2級から3級とか、3級から4級、格付で等級が落ちるような場合、地元負担という問題点、それらと町の予算のみならず、集落の予算もそれぞれ影響を受けると、こういうような形にもなりますし、それら等に基づくもので、また、集落における他の事業との関連も出て

まいろうかと思えます。それら等の影響をなるべく配慮しながら、とこういうわけでありますが、今の現行条例における分野については、文言が不明確なところもあり、より鮮明な形でお示しできたのではないかという自負心もございしますが、しかしながら具体例というような形になると、まだ示すような状態にはなっていない。それら等も含めながら検討を加えさせていただきたいと思えます。

7 番 第4条の2でも、集落内の幹線道路、そちらから見たらこれは幹線ではないとおっしゃるかもしれないが、地元から見ればこれは幹線なんだというような言い方にもなるし、おおむねとか、特に利用度が高い、特に利用度が高いとは一体1日に何人以上、自転車何台、車何台以上通ったらこの基準になるんですか。一遍数字で言ってください。

町 長 私の性格といたしまして、物事を隠すというのは余りしないんです。ですから、案があるだろうと言われますが、1年間かかってきたけれども、この案をつくるのに1年間かかったということでありまして、具体的にどうだというのが私も見たことありませんし、副町長自身が見てないということでもあります。ですから、この案でどうしても、しかし、どこかで町道の認定に関する規定というのはつくっておかないと、担当者も困るわけでありまして、これが、何回も言っておりますが、私はこれがいいと思って出しておりますけれども、これが恣意的に走るんだというふうなところがあれば、それは議員の皆さんも知恵を大いに出していただいて、そこは本当に議会と理事者が練りに練ってつくり上げた条例にしていくということで、私はいいのではないかと、このように思っています。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございしますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第46号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

7 番 各関係集落に何回ぐらいずつ意見を聞きに行ったり、説明会をしたりというふうなことをやられたのでしょうか。そして、その結果は、どういう内容でしょうか。これで同意してもらえると、そういうふうな方向で提案をされておるのでしょうか。

下水道課長 まず、説明会につきましては、関係集落11集落あるんですが、そのうち10集落につきまして説明会を夜にやらせていただいております。期間は3月15日から5月10日まででした。

それと、小倉区につきましては、説明会の要望がございせんでしたので、配布文書で構わないということで、そうさせていただきました。

説明は、各集落1回でございました。もちろん区長さんに呼びかけて、集落単位の説明会ですから、できるだけの方に寄っていただきたいという思いでございました。

説明会での意見等につきましては、いろいろと出てはおります。例えば、井戸水の使用についてでありますとか、漏水の場合はどういう取り扱いをするんだろうとか、井戸水使用の場合の調査はどういうふうにするのだとか、いろいろと出てきたわけでございます。提案がいろいろとあったわけなんですけれども、下水に流れない水、洗車とか、庭木の散水の水については、下水道使用料がかかるのはおかしいのではないかというような質問もございました。説明する中ですべての方が納得いただけたかどうか、そういう後の賛否を問うたわけではございませんが、この改正の手順でありますとか、内容については、理解いただけたものと感じております。ただし、料金が上がる方もございせん。その上がる全て方に納

得いただけただかどうかはちょっと不明なところはございます。

- 7 番 町広報でも、案として1ページを費やして掲載をされております。それに対する反応があったのかなかったのか、お聞かせをいただきたいということと、それから、もしこれが可決をして、これで実行するとなりますと、年間レベルで町の収入は上がるのか、下がるのか、あるいは同じぐらいでいくのか、その点についての見込みをお願いします。

下水道課長 広報に関する意見等でございますが、広報を掲載してから以降、下水道課の方に直接問い合わせが入ったということは、私どもとしては聞いておりません。地元の説明会である程度は理解いただけたのではないかと考えております。

それと、収支のことについてでございますが、下水道審議会の段階で収支の話も出たわけなんです、平成18年の水道の使用量から試算をいたしまして、この改正の料金になりますと、使用料収入が約150万ほど減るといふふうになっております。それと、もう一つ、改正になりますと、この下水道の徴収事務に当たりまして、水道課の方へお願いをしなければならない。委託料が発生します。その金額が約150万、これが収入減になる、また、支出がふえるということで、歳出が300万。それと、使用料収入の事務の方、各戸に配布する料金の明細のはがきであるとか、いろんなその作業、事務事業で削減できる分、これが300万でございます。トータルとしては、収支が大体いけるだろうと。それと、下水道審議会の中でも健全な運営ということは、当然指示されておりますので、その中で収支がうまく処理できるように考えております。

ただ、今後節水をされますと、これは節水がどんどん広がりますと、収支の方が若干の影響を受けるというふうに考えております。

- 7 番 公共下水道と平均的な家庭で見まして、公平性という点については、どうなるんでしょうか。公共下水道よりも平均的に水を使ったとして、安いか高いかという話です。

下水道課長 公共下水道に移行するということになりますと、確かに少人数家庭では当然ながら公共下水道の方が安いというような形になっております。このことも下水道審議会ではいろいろと議論されたわけなんです、結果として、農業集落排水の現行の基本料金体系、それから公共下水道の料金体系、ちょうどその中間的な金額の料金体系になっていると把握しております。

- 7 番 私が聞きましたのは、例えば、3人家族といたしますと、公共下水のときには1カ月1人当たりの水道使用量を7立米として計算をしてあったと思うのですが、そういうことで料金が定められております。そういうことと比較をすると、1軒1軒の負担は、同じだけの水の量を使ったとすれば、公共下水道と農集とではどんなふうになるかということをお聞かせいただけます。

下水道課長 例えば、4人世帯の平均的な使用量1人7立米という計算、4人世帯であれば28立米、農業集落排水の現行使用料としては、4,600円。改正になりますと、4,310円、公共下水では3,600円というような料金体制になります。ちょうど7人世帯からでは公共下水の方が少し高くなってきます。そういうような状況です。

議長 ほかにございませんか。

- 1 1 番 私が聞きたいところもある程度先に聞いていただきましたので、私はあと、先ほども出ておりました、減額となる世帯は大体何軒ぐらいをされておられるのか、増額になるのはどのぐらいなのか、大体それもお聞きをしておいたらと思っております。

下水道課長 軒数では、パツとは出てこないんですが、現行の基本料金の体系、今の体系の

料金から、使用料が減る、または、同じという方が全体の67%ぐらい、それから、現行から上がるという方、これが33%ぐらい、そういうふうに把握しております。

1 1 番 それは、処理施設ごとに大体まとめてあるわけですか、今お手持ちのその資料というのは。例えば、自治会ごとにまとまっているというようなことじゃないんですか。それだけちょっとお答えを。

下水道課長 一応、表にしてまとめてございます。

1 1 番 その次に見ますと、今までにご説明いただいたのかわかりませんが、もしご説明をいただいっておいたらお許しをいただきたいというふうに思うんですけど、水道水以外の水を使用した場合はというようなのが出てきますね。使用者の使用の態様を勘案して町長が認定するとかというふうな文言があるんですけど、現在、水道水以外の水を使用されておるところは、下水道課で把握されておるのは何軒ぐらいあるんでしょうか。

下水道課長 ちょっと資料を持ち合わせておりません。後ほど報告させていただきます。

1 1 番 あわせて、併用をされておる軒数、そういうふうなものもご提示をいただいたらありがたいというふうに思います。

下水道課長 後ほど報告させていただきます。

1 1 番 先ほどお聞きしました使用者の使用の態様を勘案してというのは、どういうふうなことを具体的にするんですか。

下水道課長 一応この項目については、規則の方でそれぞれに対する使用の量を考えております。例えば、井戸水を使用した場合は、1人当たり1カ月3.5立米を積算する、そういうような形でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第47号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第48号、平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 それでは、お尋ねをしたいというふうに思います。最初に、まずこの水道事業の決算報告書です。1ページ、2ページをお尋ねしたいというふうに思います。1ページ、2ページは、収益的収入及び支出、それと、3ページ、4ページに資本的収入及び支出ということでも出ております。決算でございますので、予算に対して決算額はということも見せていただきました。それぞれ収入、支出です。そうしますと、収益的収入及び支出につきましては、収入の部で営業収益は予算対比96.8%、営業外収益は、予算対比145.9%、トータルで約100%、予算対ということでございます。ただし、この予算額に比べ決算額の増減、これが額とすればそんなに小さな額ではないというふうに思います。営業収益につきましては、1,180万なにがしの減、営業外収益は増、これは開発協力金だというふうなご説明だったと記憶をしておるんですが。その下の支出に参りますと、不用額が非常に多い。営業費用につきましては、2,673万7,610円。午前中の財団法人の決算につきましても、補正はいつしたんだというふうな問いかけがございました。この場合も見てみましたら、最後のところに載っておりますが、12月に補正がしてありました。ちゃんと報告で出ています。12月の補正で今

この収益的支出の17万6,000円の補正がしてあるのみだと思うんです。一体、例えば、不用額がこれだけできてくるということはなぜなのかということをお尋ねしたいのと、最初に予算というものをどういうふうにお考えになっておられるのか。果たして、予算は組んだだけ、やることは別なんやということなのか、その辺のところを私はちょっと不思議に思うんです。といいますのは、町の9月になったら一般会計等々、特別会計も含めてですが、決算の数字がいろいろ出てきますが、企画財政課は非常に小まめに補正をされておりました、よくやっていたいておるなというふうに感心をするんですが、まず、水道の決算につきましては、課の職員の数が少ないということもよく承知をしておりますし、仕事量が多いということも承知をしております、非常によく頑張っていたいておると思うんですが、その辺を最初にまずお聞きしたいというふうに思います。

水道課長 大変大きな不用額を残しております。といいますのも、水道会計につきましては1年間の経営を見ておるということで、何か特別なことがあった場合に対応できるというので、弾力的に予算を組んでおります。こういう形で、先ほど議員言われましたように、12月の補正は人件費のみでございました。あと1、2、3と3カ月あります。そういった形でこれだけの当初予算の形で置いておるといふ形でございます。もしものときの費用ということですよ。

議長 質疑中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は、14時20分いたします。

◇

休憩 午後 1時53分
再開 午後 2時20分

◇

議長 会議を再開いたします。
ほかにございませんか。

1 1 番 次の3、4ページなんですけども、先ほど最初にいいました収入です。決算額が2億3,251万1,167円ということなんですけども、資本的収入は。これが三角で1億8,000幾らというふうになっておりました、60%を切った達成率です。これは、なぜなのでしょう。

水道課長 お答えします。一番大きな原因は、下水道に伴う配水管移設工事の入札減ということが予算が余った大きな原因であります。

1 1 番 じゃ、この支出の不用額、これは、先ほども言いましたようにむだ遣いせえというふうな意味じゃなしに、どういうことなのか説明をしてください。

水道課長 この支出につきましても、収入も同じですけども、これも大きく残になっておりますけれども、一部繰り越したと。それから、入札減と、そういう形でございます。

1 1 番 一部繰り越しはここにも書いてありますし、入札減ということなんですけど、私が言いたいのは、きちんとそれぞれ工事、たくさん広範囲にやっておられまして、下水の後追いということですので、大変難しいと思うんですけども、それぞれの工事の状況をよく把握していただいて、きちんとそれが把握をされておられるかどうか、その辺のところがこのあたりの表だけ見ておりますと、非常に疑問に思うわけです。ですから、どなたにも、なるほどきちんと対処ができておるな、把握ができておるなというふうな改善ができないものかというふうに思うんですが。そういうふうな意味でお尋ねをしました。

その下のところに、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億164万5,580円、これは、次のもので補てんしたというふうにあるんですが、損益勘定

留保資金 9,789万1,350円で補てんしたというふうにあるんですけども、これは一体これだけ補てんしたら、あと残額はあるのかどうか、あるとしたら幾らあるのか、ちょっとお答えください。どこにも載ってなかったように思うんですけど。

水道課長 今ご質問のありました当年度の損益勘定留保資金ですけれども、決算書の5ページをお願いします。決算書の5ページに載せておりますように、この内訳は減価償却費 6,859万967円、これと資産減耗費の 5,517万5,219円、これを合計しますと1億2,376万6,186円ということで、補てん分を引きますと、2,587万4,836円が残っております。

1 1 番 そうですね。そういうことですね。減価償却費も大体これぐらいでいつもあるようですし、それで、次5ページ行きましょう。課長さん、せっかく5ページ見ていただきましたので。19年度の損益計算書が出ているんですけども、3月の予算の時点で予算書に19年度の損益計算書の予定の金額が出ております。それを見ますと、営業収益が3億6,402万9,858円、ずっと出てまいりまして、最後のところへ行きますと、当年度の純利益が6,460万3,431円になっているんです、予算書には。未処分利益剰余金が1億2,217万9,780円となっておりますけど、これと、20年度の予算書と決算で出てきたものと違いますね。ですから、主なところはどの辺が予定と違ったのか、説明をしてください。

水道課長 この3月の予算のときには、一応決算見込みという形でそれぞれお示しをしておりました。実際的には、この決算で大きく、先ほど言われましたように純利益も変わっております。営業収益につきましては、ほとんど、若干1,000万ほど少なく決算はなっております。そして、営業費用ですけれども、これも営業費用が若干安くなったということで2,000万ほど安くなっておるわけです。そして、営業外収益につきましては、これも先ほど言われましたように、開発協力金とか、加入分担金がふえまして、これも予算の決算見込みで言いますと、1,200万ほど収益が多くなっておるといふような形になっています。そして、営業外費用ですけれども、費用はほとんどイコール、若干20万ほど安いという形で、大きくそこらが違っております、この純利益も2,500万ほど多くなったという形になっております。

1 1 番 私が言いたいのは、一番初めにも言いましたように、3月の予算書をつくる時点での予定、それと今答弁をされたようなところが大きく違って来たということなんですけれども、ですからその辺がもうちょっとその都度把握がされておれば、余り違わない予定が出ておったのではないかということをお尋ねをしたいと思います。

一応、これでいきますと、12ページの事業の報告書を見ますと、監査の意見書にも書いてあったかと思うんですが、給水の戸数がふえて、給水量が減っておるといふことです、傾向として。見ましたら給水戸数は年々ずっとここ5年間の分が比較してありますが、順調にふえておる。給水量は減ったということなんですけども、これはどういうことが原因として考えられるんですか。

水道課長 営業収益ですけれども、決算書の22ページをお願いします。ここに事業収入に関する事項ということで書いておまして、一般家庭とか、学校あるいは病院の収益はほとんど変わっておりません。大きく変わりましたのが、営業用がちょっと減ったという形で、この収益にも影響しておりますけれども、かなり皆さん営業用の分でございますから、再利用とか、そういうような形でやられておるのではないかと、これが給水量が下がった原因ではないかと、このように思っております。

1 1 番 じゃ、今後の見通しはどういうふうに立てておられますか。というのは、13億ですか、基本計画がありますので、見通しというのが非常に大事だと思うんです。中期の見通しは見せていただきましたけども、あれもちょっと一言言うておかんといかんのは、19年度から中期で始まっているということですね。それが何ゆえ20年度になってから委員会へ報告されるのか、ちょっと時期を逸しておるんやないかというふうに思うんですけども。その辺とも関連がありますので、今後の見通しをお答えいただきたい。

水道課長 まず、この中期経営計画がなぜ3月かということでございますけれども、12月から検討しました。そして、県とのヒアリングによりまして、1、2、3と月がかかったということで、結果的には3月の報告となっております。そして、ここでも若干見ておりますけれども、開発協力金というふうな形でふえておりますけれども、福崎駅周辺、それから役場周辺、かなり大きなワンルームがどんどん建っております。そういう形でこの中期経営計画の中でも2%から3%の収益を見込んでおるといふ形です。

1 1 番 それでは、28ページの費用のところですか。下の方に雑費というのがあります。3万9,767円、消費税が953円、地割と。これについては、昨年度質疑があったはずですか。あなたはどういうふうにお答えになりましたか、去年は。

水道課長 確かに昨年の決算のときにもございました。検討しますというふうな形で答えております。そして、この19年の検討をしました形が今のこの決算に出ております。水道課としておりますのは、やっぱり一番大事な水源地という施設には、こういう形で支払うという結論に達しております。

1 1 番 そうすると、水源地だけに払うと、こういうふうな検討をされたわけですか。

水道課長 先ほど言いましたように、検討した結果、水源地に払うという形で結論づけをしております。

1 1 番 特に昨年度金額と一緒にですから、どんな検討をされたのかなと思ったんです。これは、どんなところで検討をされたんですか。公平性というふうなところからいきますと、水源地だけというのはいかがなものかというふうに思うんです、私にしましたら。

水道課長 これは、水道課内の検討でございます。

1 1 番 なかなかいい検討をされておりますね。そういうときに、予算対比のことも検討してもらっておいたら本当によかったんやないかというふうに思います。

それでは、説明資料にいきましょう。滞納率、いつも問題になります。滞納の件については、監査の指摘書には昨年よりよくなっておると、よく頑張ってもらっておるといふようなことが書いてあります。水道料金の滞納者に対する対応については努力の跡が伺えるが、今後とも未収金の回収に努められたい、代表監査はこういうふうな報告をしておられます。

私は、よく頑張ってもらったんやなと思ひまして見せていただきました。見せていただきますと、未収金ですね、課長さん。未収金は、前年対比は若干減っておったというふうに記憶をしておるんですが、それとて、ここ四、五年、非常に高いレベルになりまして、1,000万を越すような金額に常時なってきました、若干減ったということです。

その辺、例えば、この説明資料の5ページを一度開いてください。水道料金未収金年度別一覧表というのがあります。昭和60年度からずっと18年度末と19年度末の比較してあるんですけど、私、見ましたら、平成7年度までは全然変動がない。平成8年度に初めて、19年度に8万9,900円やったものが8万3,340円になっておると、これは努力の跡だと思うんです。恐らく先方から、

忘れておったさかいに払うておきますわいうて来られたわけではないんだろうと、一生懸命それは行って交渉をしていただいたものだというふうに思うんですけど。

この辺の7年度までのところ、課長さんを責めるわけじゃないんです。課長さんが別に水道課にこのころおられなかったらと思うますし。だけど、今は責任者になっておられるんだからお尋ねをしようんですが、この辺のところ、水道料金はどういうふうな扱いをしておられるのか、実際に請求書をきちんと出す相手がわかって、毎月やっておるのかどうか、この滞納がいつまで有効なのかどうか、法的な部分も含めて、その辺をお聞きしたいんです。課長がどういうふうな認識でおるのか。管理者からどういう資料をいただいておりますのか。

水道課長 この右の表の年度末一覧表という形で、昭和63年までの方は、行方不明等々でございます。そして、平成元年から平成9年、これは催告書等の発生は、ありません。この中にも行方不明の方がいて、この分が70万ほどあります。そして、平成10年から19年、これは、毎月督促状を発送して、それぞれ催告をやっておりまして、この一番下の表を見てもらいますと、今年のちょうど決算時、843件の572万というような形が168件の130万で、一番近い年度はかなり努力しているということで、やっぱり指摘がありました古い分については、なかなかもらえていないという状況で、不納欠損を含めて今後検討したいと思っております。

また、時効という話が出ましたけれども、2年になっております。

1 1 番 時効が2年ということですか。よくご存じなわけですね。18年度の分が843から168になったからということですが、やはり古いものをどうするのかということが、もちろん新しいものも大事です。大事なんです、どこへ行ったらいいやわからへん、不明というようなものとか、あて先のないようなものがこうやって載ってましたら、我々は言わんと仕方ないんです。言いたくもないけど、毎年毎年同じことを。この辺をきちんと解決をしていくということが、決算について、私は特に大事だろうと思うんです。こんな見えていたらもうやりっぱかしかいなみたいにしかなんか思えんわけです、厳しいことを言うけど。

例えば、平成9年の分なんか見てみますと、19年に32万8,558円やったやつが3万200円になりましたと。よく頑張ってるなと思ったら不納欠損やと。落としてあるんです。不納欠損にするような予算をちゃんと組んであったんやんか。勧めるわけじゃないけど、何ぼ組んでありましたか。

水道課長 19年は、50万を組んでおりました。

1 1 番 そうやったんですね、50万やったです。ちょっと頭働かしてもらわんとはいけません。

それと、その次の説明資料の6ページですけど、主な過年度滞納者一覧表、これも文句言わないかんように書いてある、この説明資料は。そもそも、課長さん、この主な過年度滞納者一覧表いうて、これは20書いてありますね。これはどういうふうにして20を抽出したんですか。すべてでしたら幾らあるうちの、その辺が聞きたいです。

水道課長 滞納の件数につきましては、5ページのこの分で一般用が1,298、それから営業用263と。このうちの6ページでは22を抽出しております。金額の大きい方から挙げておるとのこと。また、名前は載せておりませんが、昨年度と対比してどうなったということ、昨年者のリストをほぼ挙げておるといっていただけます。

1 1 番 金額の多い方からということですか。これ見てみましても、いわゆるグッドというのは、僕は見せてもらったら、7番と19番と思うんです、私は。2番、6

番、11番、13番、14番、15番、18番、20番、問題です。頑張ってもらっておるんやろうけど。どう思いますか。

水道課長 ここではっきり18年と19年の対比をしております。そして、調定が何ぼという形で対比をしております、議員ご指摘のような意見もあろうと思います。今後も頑張っってやっていきたいと、徴収に努力したいと、このように思います。

1 1 番 毎年こう言うておるわけです。どうしても経済的に支払能力がない、いろんな諸般の事情で。そういう方には、それからすべて布団はいででも持って帰ってこいというんじゃないに、そういうことはどうかと思いますけども、やっぱり私は今言うた1,300件と何社言いました、その中にはそうじゃない方がたくさんあるんじゃないかというふうに思うんです。いわゆる滞納の整理の委員会ですか、副町長さんを委員長にして頑張っってやるということですけど、見ておりましたり、説明をお聞きしておりますと、今度は名簿を持ち寄って、検討をまたすると。検討、検討言うて、ムカデのよそ行きになってしまうんです。2年しかないんやから、だからちょっとスピードを上げてもらいませんと、私はそういうふうな感想を持つんですが、副町長、どない思てですか。

副町長 それぞれの分野で滞納はなくなるものと思っております。滞納対策の整理委員会の方では、合同徴収に当たる部分、それから個別の徴収に当たる部分と、それぞれ仕分けをつけておりました、これらについて、対応をやります。今のところ一番滞納の多い税を中心としてという形になるわけでありまして、私債権の中でも住宅使用料を中心に今のところ考えているところでありまして、これら等を9月の決算議会を含めた形の中では、何とかその方向性を見出したいというような形で、新年度に入って2回目が前の週の金曜日に開催をさせていただいたところでありまして。なお、これら等の水道使用料等につきましても、実質的には倒産といった形のところもたくさん見受けられておりました、それらにつきましても、所管の委員会等に報告をさせていただきながら、不納欠損処理に当たっていききたいと、このように思っております。

1 1 番 私もそう思うんです。今もお聞きしましたように、予算50万組んで、30万ももたんような処理だけで、進めよるわけじゃないんですがね、不納欠損の。ないんですが、しかし、現実の問題として、どこへ行ったかわからない、どうにもならんというの必ず出てきまして、それゆえ特に早く対処をしていくと。時間が経てば経つほどそういうふうな可能性が高くなりますので、そういうふうなことを求めておるわけなんですけど、恐らく皆さんそうだと思うんです。これまでに発言をされておりましたも。

例えば、不納欠損なんかでも、去年から始まりまして、再開されて、豊國課長さんが英断をもって再開をしてやっておられるんですが、去年も30万足らず、今年も同じぐらいでということで、このぐらいやったら、だれも何も言わへんやろうさかい、ちょっと様子見にやってみようかということなんかということをして1人で思いながらいるんですが、この金額はどうやって、予算もありますけども、課長さん。公平性なんかはどうお考えですか。

水道課長 この金額につきましても、もう一度5ページをお願いします。先ほど言われましたように10年以上たっておるといふような形で判断をしまして、また、その中身でございまして、資料につけておられますように、会社の倒産という形で、10年以前の会社の倒産ということの不納欠損ということで、今年はこの2件という形になっております。

1 1 番 これだけ応援をしておるわけですので、いや、本当に。本当のことです。こんな同じことばかり言いたくない。出てきたら言わな仕方ないですから。頑張っ

やっていたかということですか。

それと、もう一度決算書の方へ戻っていただきまして、9、10ページに貸借対照表が出ているんですが、これを見せていただきますと、流動資産ということで、現金預金5億831万9,541円ということになってございます。これは、期末の手持ちの現金預金ということなんです。それで、収益的収支と資本的収支、両方の金の流れです、午前中言いました、含めた水道の決算の、水道の事業としての金の流れ。去年、私はこの利益の処分の案についてもご意見を申し上げてやったわけなんですけど、突発的なことというふうなことも答弁にあったように思うんですけども、実際に課長さん、金の流れはどういうふうになっておりますか、大体1年通じて。最終的に5億円手元にあるわけ。

水道課長 この貸借対照表の今言われました現金預金ということで、5億830万強残っております。現金を持っております。去年のちょうど決算の時期が3億4,400万という形で、ここで1億6,300万ほどふえておるということで、この流れでございましてけれども、それぞれ営業収益、それから営業外収益という形がそれぞれ奇数、偶数より入ってきます。また、収益的支出につきましても、その費用、営業費用、それから営業外費用ということで、それぞれ毎月の支出の流れがございまして。また、資本的収支につきましても、収入、これが収入は工事負担金というふうな形が主ですけれども、支出につきましてもやっております下水道に伴い変更して行っておりますそれぞれの支払い、あるいは、この負担金のもらいというふうなことで、それぞれ計算をして業務に当たっております。

1 1 番 一遍、水道の事業は、税理士さんには見てもらっていましたが、専門家は。さっき午前中にありましたキャッシュフローの計算書みたいなものが、できれば見せていただきたいものだというふうに思います。私ずっと見てみますのに、収益的収支で大体4,000万ぐらいプラスになって、資本的収支で1億ぐらい赤に、金が足らんというふうなことですし、今の手元に決算のときに5億金が残ることですので、それは、金はようけ手元に持っておくほど安心かわかりませんが、持ち過ぎるといふのもどうかなというふうに思いますので、その辺が本当に効率よく業務がなされておるか、事業が進んでおるかということを見てみたいわけですか。それでそういうことをお尋ねしておるんですけど。

昨年もお尋ねをしましたときに、資本の部の資本金、自己資本金と借入資本金というふうに分かれておるわけなんですけど、公営企業の。これの意味について、私は昨年度ずっとこれまでの歴史的な背景からご説明を申し上げて、お尋ねをし、ご意見も申し上げたわけなんですけど、昨年度は専門的な知識を持ち合わせていないから答弁ができないというようなことだったんですけど、今年は1年たちまして、何ゆえこういふふうになっておるのかということについては、研究をしていただきましたでしょうか。

水道課長 この貸借対照表の資本の部でございましてけれども、資本の部の資本という形で、資本は、資本と剰余金というような形です。また、この資本の資本金の中に上げております、自己資本金と借入資本金というような形で、この借入資本金の中身は企業債でございまして。そういう形でそれぞれ資本のもの、資本金合計が出ておりますけれども、そこに計上しておるといふ形になっております。

1 1 番 いや、それは見たらわかるんですけど。何ゆえこういふふうになっておるのかということ、昨年も申し上げておるわけですか。何ゆえやったのか、研究をされたんですかということ聞いて、研究されたら、何ゆえこういふふうなことを説明してください。

水道課長 この自己資本金、これにつきましては、地方公営企業法において、資本金のうち借入資本金以外という形で、当初の資本金あるいは出資債という形でそれぞれ

れ積み上げて、今ここに上がっております10億7,200万というふうな形で。そして、この借入資本金、これにつきましては、建設または改良のために長期借り入れというふうな形で企業債を買っております。それらの企業債が大部分を占めるという形のものでありますから、資本金として資本の部の資本金の部に組み入れると、こういう形になっております。

1 1 番 よくご理解をいただけていないようです。といいますのは、私はここに某社の決算書を持っております。これは民間企業です。貸借対照表ということで、左側に資産の部、右側に負債の部と資本の部があるわけですが、それで見てみますと、資本金、1本になっておるんです。これが自分の資本であろうが、借り入れのものであろうが知りませんが1本になっております。わざわざ自己資本金と借入資本金というふうに分かれていない。普通、今、ここでも宮内君、言うてますけど、元専門家ですから、負債の部で長期借入金とか、短期借入金とか、民間の場合ですとそういうふうになるんですけど。これが何ゆえこういうふうなことなのかというところです。それは、調べてなかったらいいです。去年は調べますというて答弁してあるんですよ。

水道課長 この公営企業の決算の手引きというのがございまして、その手引きによりまして、資本金は、先ほど言いましたように、自己資本金と借入資本金、この二つに分かれております。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第49号、平成19年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第50号、平成19年度福崎町水道事業剰余金処分について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第51号、平成20年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 0 番 補正の12ページ、教育費、中学校費で施設修繕料250万円を計上されております。今まで漏水修理4カ所直して、それからまた新たに、きょうの委員長報告では、5月の報告でまた新たに1カ所直したと。それで、今度これで特に消火栓の管路をやりかえるということですが、これの250万の工事の明細というんですか、図面なり、延長距離、どういうふうにするかについて、資料が出てないと思うんですが、この説明を求めます。

学校教育課長 お答えいたします。所管委員会等でご報告させていただいておるんですけども、屋内消火栓の管路、これを新しく布設替えさせていただきたいというものでございます。管路図につきましては、申しわけございません、資料におつけしていませんでしたけれども、付託委員会のところで提出させていただきます。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第52号、福崎町道路線の認定及び廃止について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 0 番 まちづくり課資料の4ページで、平田川にかかる橋を取り壊すので、その分、路線を短くするという事なんですが、これは4級ですね、今話が出た分で。工事の場合は地元負担、4級ですと何ぼですか、40%ですか。こういう撤去の場合、この平田川の橋の分の費用というのは、これはどういうふうに今なっておりますか。

まちづくり課長 この件につきましては、提案説明でも申し上げたんですが、地元より撤去したいと。実施者は地元ということで、書面で、区長名で町の方に協議がございまして、前もってその部分を除いての認定廃止ということでございます。

1 0 番 100%地元で工事されるということですね。

まちづくり課長 はい、そのとおりです。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第53号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 0 番 この福崎幼稚園の入札なんですが、産建の委員長報告にもチラッとあって、産建の委員会ではいろいろ検討されておるようなんですが、まず、2社辞退があったというところと、それから、これに関しては、当初は一般競争入札で募集して、それから後、所定の数にそろわないから指名にかえた。普通の場合、今日この金額ですと、すべて大体一般競争入札でどこでも、すべてされています。それを指名にして、しかもその指名されたところが辞退されたという、その辺のいきさつがもう一つちょっとわからないので、このいきさつについて、改めてどういう理由で辞退されて、それでまた、それにペナルティーをかけるということなんですが、その辺との関係がもう一つじっくり来ないんですが、どういうふうにされるのかについて、説明を求めます。

企画財政課長 まず、この福崎幼稚園の入札につきましては、当初一般競争入札で公募をいたしました。その公告の中で12社に満たない場合は、入札を中止するという条件を入れておりました。それで、12社に満たなかったために指名競争に切りかえたわけですけれども、この辞退の2社につきましては、指名競争で追加した業者でございます。理由は、それぞれの理由は書いておりますけれども、それについて、ペナルティーは考えておりませんが、指名の辞退は、当然、権利というんですか、それはございます。

議 長 ほかにございせんか。

7 番 予定価格が2億6,800万ということで、それが2億800万近くということで、比率から言えばかなりのダウン、6,000万円、2億6,000分の6,000万ということですから、かなりの安さだと思うんですが、これで再び雨が漏るというふうなことにならないのかと、はっきりわかりやすく言ったら、町民的に言ったらそうですよ。そういうことは保証できますか。

副 町 長 できるということで、この業者は入札に参加しております、当然、結果は結果というような形になるかと思うわけですが、それら等に対応すべくこちらも全力で投入しますし、業者も全力で投入してもらえるものと思っております。

7 番 予定価格の下限もどこに何%に持ってくるかというふうなことですが、実施設計金額に対して、大体何%ぐらいなのかよくわかりませんが、役場が、実際、これだけでいうと本当にできるということであるとすれば、私は余り、上・下の差が大き過ぎるというふうに思ったりするんです。予算のときに、實際上どれぐらい見積もっていくのかということですが、これだけの差があるなら、予算のときからもうちょっと絞っておけばよいじゃないかというふうに思うし、本当

にそう思います。公共事業というのはどんなものかなと思います。もうちょっと見守っていきたいと思います。

それから、設計監督が非常に重要と思いますが、監督料はどこで幾らですか。

企画財政課長 6月10日の総務文教資料の11ページをご覧くださいますと、大畑建築事務所でございます。金額は267万7,500円でございます。

7 番 それで、十分な監督のできる予算であるわけですか。本当にこう再び、雨が漏らんと、ひびがいかんというふうな監督のできる、そういう内容ですか、保証できますか。

企画財政課長 工事監理、標準的な数量を見た中での入札を行っておりますので、この金額でできるというふうに当然業者の入札と判断しております。

7 番 標準的ということですから、毎日ずっとついて監督しておるということではないということですね。ですから、請け負った業者に対する信頼というものが、やっぱり一つの基礎にもなっておるということにならざるを得ないというふうに思います。そんな面では、再び問題を起ささないようにやっていただきたいというふうに思います。

それで、もう1点、落札はしておりませんが、三和建设が指名をされておる。幾ら一般競争入札から指名競争入札に変わった経過があるとはいえ、ついこの間問題になって、八千種小学校の体育館でいろいろ問題を惹起したということで、いろいろ専門機関か何か知りませんが、調査報告等があつて、私ら素人にはどうもよくわかりづらいようなことですが、過去の福崎町の歴史から考えますと、三和建设のやった仕事で雨の漏らなかつた仕事はないと、水回りがうまくいった仕事はほとんどないんです。それを連続して何で指名するのか。それが不思議に私は思います。指名競争入札にしたなら、あるいは、一般競争入札にエントリーしてきたとしても、1回ぐらいは指名から外すということが、昔からよくやられた方法ですよ、福崎町でも。それを連続して指名したということ、これはちょっとやっぱり納得が私はいかないです。どうですか。

企画財政課長 議員ご指摘の心情的なところもご理解はできるんですけれども、当然この事務を進めていく上では、先ほどおっしゃられましたように、一般競争にも公募してきた方でございます。その指名に切りかえるに当たっては、当然一般競争で申し込みしてきたものを優先するという一つのルールをつくりましたので、過去の工事をもって外すということは、難しかったという判断をいたしました。

7 番 過去のさまざまな長い事例から言いますと、いろいろ問題を引き起こして、問題の起こった後には、必ず何回かは指名してないんです。特別指名停止処分というふうなことはやらないけれども、指名からは外すということを過去やられてきたんです。今回のように連続してこんなふうに指名されるというふうなことは、私は福崎町の歴史からいっても異例だというふうに思います。それだけ申し上げておきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、発議第2号、農業委員の推薦について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました、すべての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

次の日程は、あらかじめご了承を願っております、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第53号並びに発議第2号の各案件についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第53号並びに発議第2号については、本会議において即決することに決定をいたしました。
それでは、討論、採決を行います。
それでは、議案第38号、中播公平委員会委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第38号、中播公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第38号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、議案第39号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第39号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第39号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議案第40号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第40号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第40号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議案第53号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第53号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第53号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、発議第2号、農業委員の推薦について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
発議第2号、農業委員の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、発議第2号については、原案のとおり推薦することに決定をいたしました。

日程第4 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。
それでは、報告第2号、報告第3号、議案第41号から議案第52号までの報告2件、議案12件をそれぞれの委員会に付託をいたします。

報告第2号、報告第3号、議案第41号、議案第42号、議案第43号は総務文教常任委員会に、議案第44号は民生常任委員会に、議案第45号、議案第46号、議案第47号は産業建設常任委員会に、議案第48号、議案第49号、議案第50号は民生常任委員会に、議案第51号は総務文教常任委員会に、議案第52号は産業建設常任委員会に、以上のとおり付託をいたします。

よって、総務文教常任委員会は6件、民生常任委員会は4件、産業建設常任委員会は4件、以上14件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願ひします。

以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。皆さん、ご苦労さんでございました。

散会 午後3時21分